

多摩川水系河川整備計画

【直轄管理区間編】

平成13年3月

国 土 交 通 省
関 東 地 方 整 備 局

多摩川水系河川整備計画（直轄管理区間編） 目次

第1章 河川整備計画の目標に関する事項

第1節 流域及び河川の概要	1
第2節 河川整備の現状と課題	2
第3節 河川整備計画の目標	12
第1項 計画対象区間及び計画対象期間	12
(1)計画対象区間	12
(2)計画対象期間	12
第2項 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項	13
第3項 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項	15
第4項 河川環境の整備と保全に関する事項	15

第2章 河川の整備の実施に関する事項

第1節 河川の整備の前提	16
第1項 河岸維持管理法線等の設定	16
(1)河岸維持管理法線の設定	16
(2)維持管理河床高の設定	16
(3)特殊防護区間の設定	17
第2項 河川敷の区分の設定	17
(1)ゾーンの設定	17
(2)機能空間区分の設定	18
第3項 水面の区分の設定	22
(1)水面の空間設定	22
(2)水際の空間設定	22
第2節 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される 河川管理施設等の機能の概要	25
第1項 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項	25
(1)多摩川本川	25
①河道断面の確保対策	25
②堤防等の安全性向上対策	27
③総合的な治水対策	29
④超過洪水対策	30
⑤広域防災対策	31
(2)浅 川	32
①河道断面の確保対策	32
②堤防等の安全性向上対策	33
③総合的な治水対策	35
④広域防災対策	35
第2項 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の確保に関する事項	36
第3項 河川環境の整備に関する事項	36

(1)生態系保全回復関連対策	36
(2)水環境関連対策	37
(3)人と川のふれあい関連対策	38
(4)福祉関連対策	39
(5)歴史文化関連対策	39
第3節 河川の維持の目的、種類及び施行の場所	40
第1項 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項	42
(1)国土保全管理情報の収集・提供システム	42
(2)河川の形状機能	42
(3)河川管理施設の機能	43
(4)洪水・高潮対策の体制	44
(5)広域防災機能	45
(6)情報システム	45
第2項 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持、 並びに河川環境の保全に関する事項	45
(1)流水機能	45
(2)渇水調整体制	46
(3)秩序ある利用形態	46
(4)河川美化体制	47
(5)人と川のふれあい機能	47
(6)福祉関連施設の機能	48
(7)河川環境モニター機能	48
(8)河川環境	48
(9)河川景観	49
(10)多摩川の文化育成機能	50
(11)住民等との協働システム	50
●計画諸元表	51
●附図	
1. 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項	附図1
2. 河川環境の整備と保全に関する事項	附図2
3. 河川の維持に関する事項	附図3

第1章 河川整備計画の目標に関する事項

第1節 流域及び河川の概要

多摩川は、その源を山梨県塩山市の笠取山（標高1,953m）に発し、途中多くの支流を合わせながら、東京都の西部から南部を流下し、東京都と神奈川県^{おおたくはねだ}の都県境を流れ、東京都大田区羽田地先で東京湾に注ぐ、幹川流路延長138km、流域面積1,240km²の一級河川である。

その流域は、細長い羽状形を呈し、首都圏の南西部にあたる山梨県、東京都及び神奈川県の1都2県にまたがり、流域内の人口は、約425万人（平成7年度国勢調査に基づく算定値）で流域面積の約3分の1を占める中・下流の平野部に集中し、首都圏における社会、経済、文化等の基盤をなすとともに、都市地域における貴重な自然空間を有している。

多摩川は、首都圏を流れ東京湾に注ぐ一級河川の中では、勾配が比較的急な河川であり、中流部でも扇状地的な特性を残している。

上流域に当たる西部の山地の地質は、秩父系古生層と中生層で構成され、最上流部には、花崗岩類が分布している。山地の東側の丘陵及び台地は、広く関東ローム層に覆われている。低地部は、三角洲の堆積物や海浜堆積物から成っている。

多摩川中流部、支川浅川では、河床付近に新第三紀層（粘土及びシルトが固結した層（以下、「いわゆる土丹」という。））の露出する箇所が見られる。

上流部は、御岳溪谷や秋川溪谷に代表される山岳溪谷美に富んだ清流となっており、そのほとんどは秩父多摩甲斐国立公園に指定され、溪流巡りや山歩きなどの場として首都圏の住民に親しまれている。

山間溪谷部を抜けた羽村取水堰付近から調布取水堰までの中流部は、瀬、淵及び中州が存在している。河川敷には、オギやツルヨシなどの群落がみられる。また、礫河原にはカワラノギクなど河原特有の植物やセグロセキレイなどの鳥類がみられる。近年、河川敷にはハリエンジュの繁茂もみられる。また、都市に残された貴重な散策、レクリエーションなどの場として、多くの人々に利用されている。

感潮区間である下流部は、大きく蛇行し、ゆるやかな流れとなっている。広々とした河川敷は、公園やグラウンド等としてスポーツ・レクリエーション等に幅広く利用されている。

河口付近は、川岸近くにヨシ原が広がり、ゴカイなどが生息しシギ類などの採餌の場となっている。干潟が形成されている一方、多くの埋め立てが行われ、日本の高度成長を支えた京浜工業地帯が立地している。

多摩川は、このように首都圏に残された広大な水と緑の空間であり、河口から万年橋までの間だけでも年間約2,000万人（延人数、平成9年度時点）の人々が訪れているとともに、多摩川にかかわりのある数多くの市民団体が結成され、多様で活発な活動が行われている。

また、東名高速道路、中央自動車道、東海道新幹線などの東京と関西方面を結ぶ幹線交通機関はすべて多摩川を横架している。

加えて、多摩川流域には、日本で最初に発見された国の史跡に指定されている縄文時代の大森貝塚や羽村取水堰など多くの歴史的遺産が点在し、文化面では、万葉集にも川と人とのかわりを詠まれたほか、江戸に近いこともあって浮世絵や歌舞伎の舞台ともなった。近年では、マスメディアの中心機能に近く、文化人も多いことから、文化・精神活動の舞台としても重要な役割を果たしている。

なお、東京都、神奈川県を始め関東地方の南部に位置する地域は、平成4年8月、中央防災会議地震防災対策強化地域指定専門委員会により「南関東地域直下の地震により著しい被害を生じるおそれのある地域」として指定され、多摩川流域のほとんどがそれに含まれている。

多摩川右支川の浅川は、関東山地東端の山岳地帯である八王子市陣馬山（標高867m）等に源を發し、途中南浅川、川口川、湯殿川等の支流を合わせながら、扇状地状に開けた八王子市、日野市の市街地中心部を東流したのち日野市落合地先において多摩川に合流している幹川流路延長30km、流域面積156km²の一級河川である。

浅川流域は山地が多く、高低差が大きいため、河床勾配は1/100～1/230と非常に急なものとなっている。

加えて、その流域は昭和30年代の初頭から首都圏のベッドタウンとして急速に市街地が拡大し氾濫原の人口、資産も急増している。

浅川の生物相は、多摩川の中流域とほぼ共通する種がみられる。浅川は川幅がほぼ一定で河道断面積に余裕が少ないため、洪水時に河道堆積物が流されやすい。そのため河川敷に砂利河原が広く分布し変動も激しく、植物群落の発達していない箇所もみられる。河川敷にある植生は、冠水に強いオギやオオブタクサなど擾乱された土地に生息する種が多い。中流域にはヤマメやホトケドジョウ等が生息し、上流域の性格の強い魚類相になっている。

第2節 河川整備の現状と課題

多摩川の治水事業は低地水防に端を發し、用水路開削による新田開発と密接に関係しながら、江戸時代に至ってより急速に推進された。近世以来の水害の頻発は、明治期に至ってますます深刻化し、抜本的な水害対策が進まぬまま水害激化の方向をたどった。

そのため、築堤の要望が市民の間に高まり、大正3年には、川崎市の村民500余名が多摩川築堤のため「アミガサ」をかぶり、神奈川県庁に大挙し陳情を行った「アミガサ事件」が起きている。この事件を経て、大正7年に内務省直轄事業として、多摩川改修工事が着手された。これは、浅川合流点下流の計画高水流量を4,170m³/sec（明治43年洪水を参考）とする河口から二子橋地先の区間についての改修工事であって、昭和8年に竣工している。この事業では、築堤、掘削、浚渫ならびに水衝部の護岸等を実施した。さらに舟運のための六郷水門、河口水門等を設置し、多摩川改修工事の竣工後も引続き多摩川維持工事が実施されている。

また、昭和7年からは、日野橋地先から二子橋地先の区間および支川浅川の高幡地先から下流の区間について、直轄事業としての多摩川上流改修工事に着手した。これは、日野橋地点における計画高水流量を3,330m³/secとし、旧堤増強を主として、川幅の広大な区間の河道固定のための築堤、無堤地の築堤を行うとともに、水衝部の護岸水制工等を実施している。

なお、多摩川維持工事と多摩川上流改修工事は昭和28年から多摩川改修事業に統合された。

さらに、昭和34年の伊勢湾台風を契機として河口部の高潮対策を実施した。

昭和39年の新河川法の制定に伴い、昭和41年3月に多摩川は一級水系に指定され、従来からの多摩川改修事業区間に加えて、当初五日市線橋梁地先まで、その後追加で万年橋地先まで直轄管理区間とし、従来、工事は直轄、管理は都県とされていたが、工事・管理とも直轄で実施することとなった。昭和41年6月に「多摩川水系工事実施基本計画」が策定され、従

来の計画基準、日野橋地点下流 $3,330\text{m}^3/\text{sec}$ 、浅川合流点下流 $4,170\text{m}^3/\text{sec}$ を引き継ぐとともに、新たに河口より六郷橋地先^{ろくごうばし}区間を高潮区間とした水系一貫の計画が策定された。浅川については、合流点から高幡橋地先^{たかはたばし}までの 2.0km 区間を直轄管理とし、さらに昭和44年には流域の産業の発展及び宅地開発が著しく進行してきたため、南浅川合流点までの 13.2km 区間を直轄管理^{おおぐりがわ}として工事の実施を図ってきた。次いで、昭和47年に大栗川の本川合流点から 1.1km 区間が直轄管理区間に指定され逐次工事を実施した。

昭和30年代頃より流域内の開発が急速に進んできたことや昭和22年9月洪水及び昭和49年9月台風16号洪水は計画高水流量に匹敵する洪水（戦後最大規模）であったことから、昭和50年4月には、工事实施基本計画の改訂が行われた。なお、昭和49年洪水では、狛江地区^{こまえ}で堤防決壊が発生し家屋等19棟が流される被害が生じ、大きな社会的関心を集めた。その計画の主な内容は、石原基準地点の基本高水を $8,700\text{m}^3/\text{sec}$ とし、このうち上流ダム群により $2,200\text{m}^3/\text{s}$ を調節し、河道への配分を $6,500\text{m}^3/\text{sec}$ とするものである。このとき、支川浅川の高幡橋地点の流量を $1,800\text{m}^3/\text{sec}$ とした。

表-1-2-1 主要洪水と洪水被害

洪水年月日	降雨要因	洪水被害
明治40年8月	台風	約20箇所堤防決壊、 現在の調布市など被害面積50町村 約4,474町歩
明治43年8月8日	台風	ほぼ全川にわたって破堤 現在の川崎市など被害面積55町村 約10,500町歩
大正2年8月	台風	六郷(50m)、羽田堤防決壊 現在の大田区周辺で浸水面積300ha、浸水400余戸
大正3年8月	台風	東京砂利鉄道線一時閉鎖 アミガサ事件の契機となった出水
昭和22年9月14日	台風	浸水98,691戸、冠水耕地2,769ha
昭和49年9月1日	台風16号	堤防決壊により狛江市地先で民家19棟が流出 浸水 1,270戸、冠水耕地 12.3ha
昭和57年8月2日	台風10号	川崎市などで床上・床下浸水163戸、漏水2箇所 護岸17箇所、計3,710m
昭和57年9月12日	台風18号	川崎市などで床上・床下浸水60戸 護岸11箇所、計1,520m
平成11年8月15日	熱低豪雨	川崎市戸手地先浸水 床上浸水57戸、床下浸水12戸

さらに、多摩川において破堤氾濫が発生した場合、壊滅的な被害が予想され経済社会活動に甚大な影響を与えることが懸念されるため、超過洪水対策として昭和63年3月に工事实施基本計画に高規格堤防の整備を位置づけた。

平成9年の河川法改正を受け、平成12年12月には工事实施基本計画にかわって、河川整備の基本となる「多摩川水系河川整備基本方針」が決定された。

表-1-2-2 改修事業の経緯

河川名	工事名	区 域	工期	工事内容
多摩川	下流工事	河口～二子橋間	大正7年 昭和8年	築堤、掘削、浚渫、 護岸工事
	上流工事	二子橋～日野橋間及び浅川 (多摩川合流点～高幡橋)	昭和7年	旧堤の補強、築堤護 岸、水制工工事
	高潮工事	河口～六郷橋間	昭和41年	高潮堤一部完成及び 暫定盛土
	上流工事(2)	日野橋～61.8k	昭和44年	無堤部築堤護岸床固 旧堤の補強
	浅川	高幡橋～南浅川合流点	昭和44年	旧堤補強護岸
	大栗川	多摩川合流点～1.1k	昭和47年	旧堤補強 掘削護岸工事
	高規格堤防	河口～日野橋(40.0k)	平成元年	高規格堤防工事

多摩川における治水上の課題は、上流での洪水調節施設は設置されていないことに加えて、
洪水を阻害していた二ヶ領宿河原堰にかりようしゅくがわらせきの改築が平成11年3月に完了したものの、二ヶ領上河原堰にかりようかみがわらせき
等5箇所の堰が大きな阻害となっていることである。これらの堰については、昭和49年災害と
同種の被害を発生させる恐れがあり、いわば多摩川での弱点であることから早急かつ計画的な
対処が急がれる。

加えて同堰等の上流付近や石原地点などにおける土砂堆積等に起因する河道断面積不足及び
河床勾配が急なことに起因する高速流の発生などにより戦後最大規模の洪水（昭和49年9月台
風16号出水）を安全に流下させることは困難となっている。

多摩川における堤防は、河川管理施設等構造令に基づき最少限必要とされる構造で直轄管理
区間の約7割が整備されている。また、戦後最大規模の洪水が安全に流下できる河道断面積を
有する区間延長は、同区間の約9割となっている（図-1-2-1）。

さらに、洪水流の浸透・侵食の観点から実施した堤防点検（平成12年度実施）によると、戦
後最大規模の洪水を安全に流下させるために対策が必要な区間延長は、多摩川では約8割とな
っている（表-1-2-3）。加えて、早期に解消の必要がある陸閘が4箇所ある。

一方、高潮災害に対する堤防等の整備は計画延長9.7kmに対し、大田区羽田地先の3.1km（平
成11年度末時点）となっており、これら堤防の未整備区間等での浸透・侵食対策を踏まえた整
備が必要である。

高規格堤防整備については、稲城市大丸地区等で整備が完了しているが、整備延長は1.4km
（平成11年度末時点）にとどまっている。また、流域内では内水による浸水被害がたびたび発
生している。

浅川については、戦後最大規模の洪水（昭和57年9月台風18号出水）が安全に流下できる河
道断面積を有する区間延長は、直轄管理区間の約7割となっている。また、急な河床勾配のた
め発生する高流速により、河岸洗掘、堤防崩壊、床止めの損傷等、数多くの被災を受けている
うえ、昭和30年以降の首都圏のスプロール化により急速に進められた宅地開発に伴い、氾濫原
が市街地となり被害ポテンシャルが増大している。さらに、戦後最大規模の洪水を安全に流下
させることは困難となっている（図-1-2-2）もぐさとこがたなか、平成11年8月の出水でも下流域や中流域に
おいて計画高水位を上回る洪水が生じ、百草床固めの損傷等の被害が発生したため、災害復旧

とともに緊急的な改修を進めている。一方、河道内には水辺の自然も数多く残されているため、地域住民からも都市部に残された貴重な自然空間として保全利用していくことが求められている。

表-1-2-3 多摩川の河川整備状況

直轄管理区間 延長(km)	堤防整備延長(km)		
	整備済み	整備予定	不必要区間
78.9(兩岸)	91.5(km)【68.2(%)】	42.2(km)【31.6(%)】	(19.5km)
対象流量	必要河道断面積確保延長(km)		
	確保済	未確保	摘要
戦後最大規模 の洪水	67.0(km)【89.3(%)】	8.0(km)【10.7(%)】	
浸透・侵食	浸透・侵食対応延長(km)		
	対応済	未対応	摘要
戦後最大規模 の洪水	23.4(km)【22.6(%)】	80.0(km)【77.4(%)】	多摩川本川のみ 算定

注) 1: 堤防整備延長の整備済み区間延長とは、河川管理施設等構造令等により必要とされる堤防の構造に整備された区間の料程延長である。
 2: 河積確保延長の確保済み区間延長とは、戦後最大流量を対象流量として安全に流すことが出来る河道の区間の料程延長である。
 3: 浸透・侵食に対応済み区間延長とは、「河川堤防設計指針(案)」により試行的に実施している評価基準により判定される区間をいう。(全て平成12年度末時点見込み)

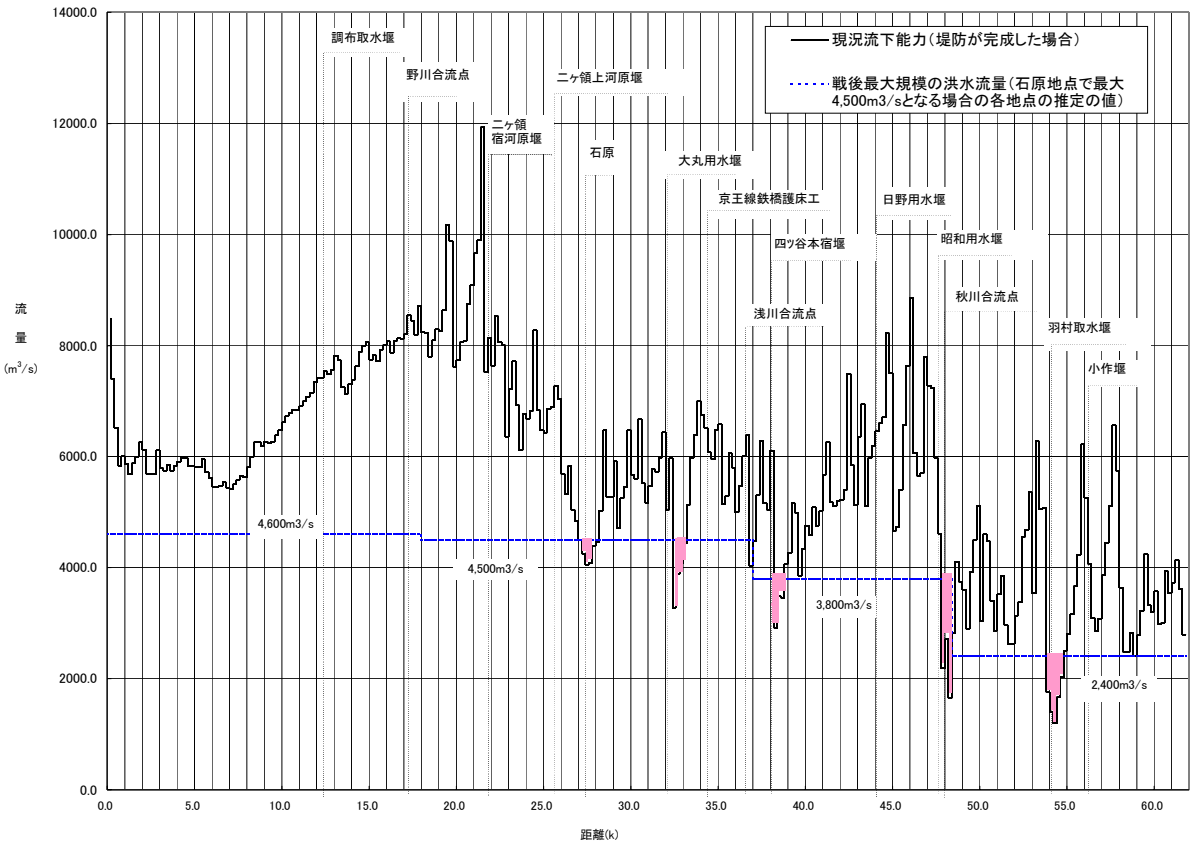


図-1-2-1 現況流下能力と戦後最大規模の洪水流量の関係(多摩川)

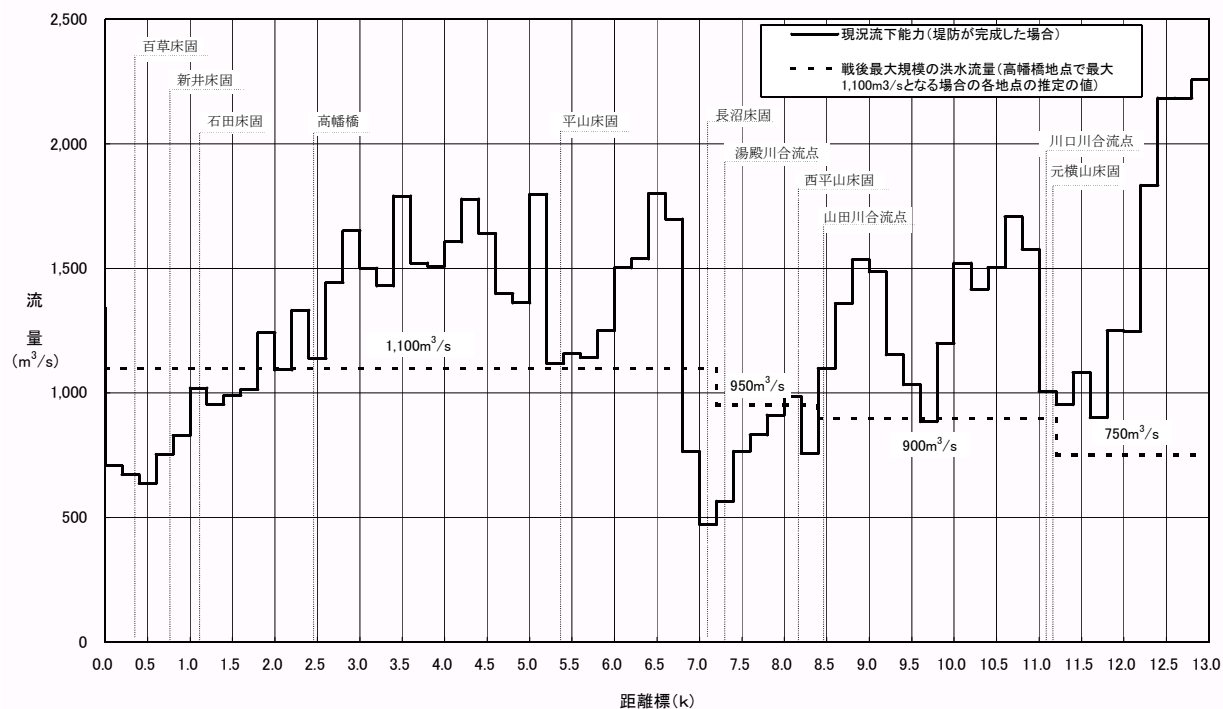


図-1-2-2 現況流下能力と戦後最大規模の洪水流量の関係（浅川）

表-1-2-4 現況流下能力の算定条件

		多摩川	浅川
水位計算手法		準2次元不等流計算	
用いた断面		平成12年3月測量断面	平成11年3月測量断面
出発水位		0.0kのH.W.L AP+2.712m	合流点の等流水深 (H.W.L勾配：1/240)
粗度係数	低水路	既往洪水の再現粗度	
	高水敷	現況河道の地被より設定	現況河道の地被より設定
植生（樹木）		植生図（H11.12）、 航空写真（H11.3）等から設定	植生図（H7）、航空写真 （H11.3）等から設定
流下能力評価水位		計画高水位（H.W.L）	

河川管理施設以外の施設・工作物（以下、「他の工作物」という。）については、橋梁76橋、樋管・樋門115箇所等存在するが、河川管理施設等構造令により治水上障害と見なされる他の工作物のうち、国道246号二子橋をはじめとした河川管理施設等構造令の施行前に建設された橋梁は14橋存在している。一方、都市化が進展した本川流域では、流域での雨水の保水・遊水機能の確保等総合的な治水対策が望まれているが、十分な対策がなされていないのが現状である。

洪水発生時の復旧・復興支援に対応し、多摩市関戸地先に地域防災活動拠点が整備されている。また、震災発生時の緊急輸送路の確保のため、大田区多摩川地先等2箇所の緊急船着場（全体計画両岸で3箇所）、左右岸約27kmの緊急用河川敷道路（全体計画両岸で約90km）の整備を実施している。加えて、緊急時の情報収集提供体制並びに警戒避難体制の充実のために左右岸あわせて約65kmの光ファイバ（全体計画両岸で約150km）を整備している。

河川水の利用に関しては、その歴史は古く、江戸時代から二ヶ領用水（当時は、四ヶ領用水）、羽村取水堰から取水された玉川上水などによって、沿川及び武蔵野台地へのかんがい用水や、江戸の生活用水として広く利用され、江戸の発展を支えた。

明治26年には、飲料水の安全性の確保を1つの要因として、多摩川中・上流地域に位置する三多摩地区が神奈川県から東京府へ編入された。また、同34年に東京府によって上流域の水源地が管理されるようになった。明治末期になると増大する東京の水需要に対応するため、多摩川の水がさらに利用された。

昭和10年から20年にかけて多摩川から取水された水道用水は、年平均3～4億 m^3 であり、東京都の水道用水全取水量の約8割を占めていた。昭和32年には、さらに増大する水需要に対応するため東京都により小河内ダムが建設され、毎年5億 m^3 前後の取水が続けられた。その後、いわゆるオリンピック渇水（昭和39年）を契機に、その膨大な需要を賄うため利根川等に水源を求めたことから、現在では多摩川の水は東京都の水道用水全取水量の2割程度になっている。

羽村市にある東京都水道局管理の羽村取水堰では、河川流量のほとんどが東京都の水道用水として取水されており、かんがい期のみ $2\text{m}^3/\text{sec}$ が堰下流に放流されていたが、平成5年からは、年間を通じ $2\text{m}^3/\text{sec}$ が放流されるようになった。

農業用水としては、沿川の約440haのかんがいに利用され、工業用水としては、川崎市等で利用されている。

また、発電用水としては、多摩川第一発電所を始めとする5箇所の水力発電所で使用されており、総最大出力46,100kwの電力供給が行われている。

多摩川は、このように河川水が高度に利用されており、その取水のために多くの堰が存在しているほか、取水された水の一部は下水処理場を経由して直接あるいは支川を経て多摩川に流入しており、石原地点における低水時の河川流量に占める下水処理水の割合は半分以上となっている。

多摩川の水流については、流量が豊かで流れに変化があり元来の多摩川らしい水流に戻すという観点等から、清らかな水流の復活の要望が流域の自治体や市民などから出されている。

多摩川は、いわば極限に近く水資源を開発利用してきた河川であることから、こうした要望に応えるためには、一層きめ細やかな流水の正常な機能の維持が不可欠であり、それを可能とする調査と検討が求められている。

多摩川の水質については、昭和30年代後半から流域の工場立地や宅地化の進展に伴う都市排水の増加により悪化の一途をたどり、昭和40年代以降はBOD75%値が常に環境基準値を満足できない状況であった。下流の調布取水堰がカシンバック病の疑いで取水停止となったことは有名である。このため、昭和50年代後半からは下水道の整備、河川管理者による河川浄化施設の設置などに積極的に取り組んだ結果、ほとんどの区間でBOD75%値が環境基準値を満足している。河川流量に占める下水処理水の割合が高い多摩川原橋付近や支川野川の兵庫橋及び下水道整備が比較的遅れている支川浅川の高幡橋等については、環境基準が達成されていない。しかし、わが国最初の礫間接触酸化法による河川浄化施設（二子兵庫島地先）の設置や下水道の整備等の取組により、全般的に水質は改善傾向にある（図-1-2-3）。なお、多摩川中・下流（拝島橋より下流）の環境基準は、平成12年度にC及びD類型からB類型に類型指定の変更がなされた。

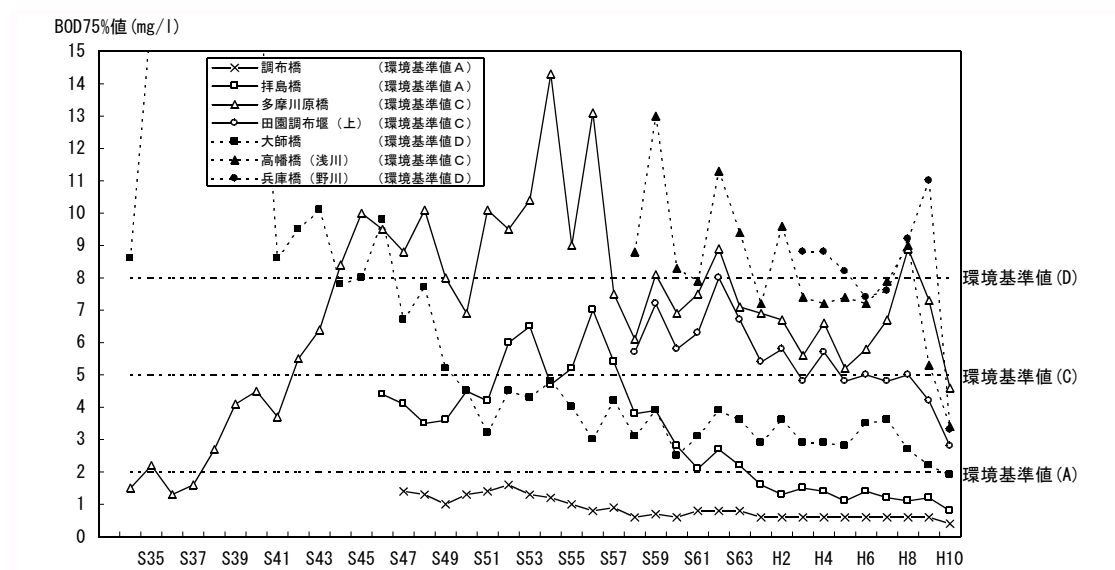


図-1-2-3 多摩川本川における水質経年変化図 (BOD75%値)
出典 昭和34年～平成10年：水質年表

また、流域での対策としては、平成9年3月に東京湾流域別下水道整備総合計画が1都3県により合意がなされ、取組が進められている。

人と川のふれあい活動をさらに促進するためにも、市民からはより一層の水質改善の取組が求められている。また、最近では、河川水や底泥から、ホルモン作用の攪乱が疑われる内分泌攪乱化学物質やダイオキシン類が検出されている。これらについて、長期的・継続的な観測や研究成果の蓄積を図るとともに、今後の対策を積極的に検討していく等の取組が必要となっている。

多摩川沿川では、昭和30年代から急激な都市化が進行する中で、地域社会における河川敷の利用と自然環境の保全のあり方が重要な課題となった。

河川敷の利用については、昭和39年の「国民の健康、体力増進対策について」の閣議決定を受け、翌年の衆議院体育振興特別委員会における「河川敷地の使用について」の決議を契機として、河川敷の利用の適正化を図るべく河川敷地占用許可準則が制定された。また、東名多摩川橋梁から下流においては、二度にわたる多摩川の河川敷開放計画を経て、多くが公園、グラウンド等として整備・開放された。

多摩川の直轄管理区間における河川敷地の内、国有地を含めた公有地は約1,055haで、これは全体の約95%となっている（表-1-2-5）。国有地のうち占用されている面積は約500ha（国有地の約5割）となっている。占用の目的別内訳としては、公園・緑地が約48%、運動場が約38%となっており、両者で全体の約86%を占め、他にはゴルフ場（練習場を含む）などがある。

表-1-2-5 河川敷における公有地・民有地面積表

公有地 (万㎡)		民有地 (万㎡)	河川敷総面積 (万㎡)
国有地 (万㎡)	その他 (万㎡)		
約1,050	約5	約55	約1,110

(平成12年時点)

自然環境の保全については、河川敷の開放が進む中、自然地の減少への懸念から、昭和45年頃より多摩川の自然を守る市民運動が活発となり、多摩川の河川環境を保全することが重要な課題となった一方で、河川愛護の運動も活発化してきた。このような背景の中で、昭和55年に、地域住民、沿川自治体及び学識経験者等の参画を得て、多摩川の持つ可能性を最大限に生かし、都市における貴重なオープンスペースの望ましいあり方を示した「多摩川河川環境管理計画」が策定された。「多摩川河川環境管理計画」は、「多摩川と市民との触れ合いの場を提供する」、「多摩川らしさを維持していく」、「多摩川らしさを活用する」という3つの基本方針（表-1-2-6）に基づき、5つの「ゾーン」（人工整備、施設利用、整備・自然、自然利用、自然保全）と8つの「機能空間」（避難空間、地先施設レクリエーション空間、広域施設レクリエーション空間、運動・健康管理空間、自然レクリエーション空間、文教空間、情操空間、生態系保持空間）を設定し、多摩川の自然環境の保全と秩序ある利用を規定した。これにより、多摩川の河川環境の秩序ある保全と利用が今日まで図られてきた。

表-1-2-6 多摩川河川環境管理計画における3つの基本方針

①多摩川と市民との触れ合いの場を提供する	都市域の住民にとって失われつつある、潤いのある生活と情緒豊かな人間性の形成に資するとともに、併せて多摩川を通じて市民に河川愛護の念を抱かせるために、多摩川の川辺に、市民と多摩川あるいは市民と市民とが直接に触れ合うことができるような空間をつくり出し、それを広く一般市民に提供する。
②多摩川らしさを維持していく	多摩川の河川敷は、公共性、公開性、広域性をもつ健全な野外レクリエーション空間として重要な役割を担うことが期待されている一方で、都市域で失われつつある身近な自然の場としての要請も高まってきている。しかしながら多摩川にはおのずと容量的限界があるので、これらの調整が必要となるが、この調整に当たっては現在の多摩川ばかりでなく、その歴史、周辺地域、景観等をも含めた多摩川の個性、多摩川らしさを損わない範囲であるということが、後世に多摩川を残していくうえで重要である。
③多摩川らしさを活用する	具体的な空間計画に当たっては、多摩川は本来、洪水を安全に流すという治水のための空間であることを前提にしなければならないことはもちろんであるが、多摩川の個性、多摩川らしさをただ単に維持するだけにとどめず、より積極的に活用していくことを考える必要がある。

また、昭和59年には多摩川におけるすばらしい景観地として多摩川50景が選出され、その中から市民の投票により、現代の多摩川の象徴として多摩川八景が選出された。

昭和61年には、流域の歴史・文化を含む博物誌である「多摩川誌」が編纂されるとともに、建設大臣、東京都知事、神奈川県知事を始め関係自治体の首長が参加し、「多摩川サミット」が開催され、「多摩川をみんなが水と緑に親しめる川として後世に継承する」との多摩川サミット宣言が出された。この宣言を受け、多摩川をみんなが水と緑に親しめるよりよい環境とするための施策を推進するため、昭和62年に建設省・東京都・神奈川県・山梨県・流域市区町村により「多摩川流域協議会（平成12年現在34行政団体）」が発足し、「多摩川週間」の制定によ

り住民と行政が一体となって啓発活動を実施することとなった。

また、あわせて「多摩川流域水と緑のネットワーク計画」や「多摩川流域における総合的な水環境の改善に関する計画」を策定することが取り決められた。このような動きを受けて、数多くの市民団体等による自主的な活動がさらに活発化した。

さらに、都市における水辺空間が著しく減少していく中で、水面・水辺空間の復活を望む地域住民の意識が非常に高くなり、玉川上水や二ヶ領用水などでは清流再生の試みがなされている。

一方、多摩川流域では、流域の開発や下水道の整備により支川の流量が減少している傾向があるとともに、多くの堰が存在することにより水の流れや土砂移動の連続性が必ずしも十分なものとはなっていない。こうしたなか、平成2年度からは「河川水辺の国勢調査」、平成4年度からは「魚がのぼりやすい川づくり推進モデル事業」、平成8年度からは「河川生態学術研究調査」が始められている。特に、全国で初めて「魚がのぼりやすい川づくり推進モデル事業」の認定となった多摩川においては、河口から小河内ダムまでの約89kmの区間で魚が上下流へ行き来出来るよう、二ヶ領宿河原堰等8箇所の河川横断工作物に於いて、沿川の関係者等と連携を図りながら魚道の整備が進められている（平成12年度末現在）。

また、多摩川の水面利用の実態は、船舶航行、水上レクリエーション、水際での親水活動など多岐に渡っており今後も多摩川の水面利用に対する利用要請は一層高まるものと考えられる。このため、調和がとれた秩序ある望ましい水面利用のあり方を示す計画として、平成4年6月に「多摩川水系水面利用計画」が策定され、水面利用が特に盛んであり動力船の航行もある河口から調布取水堰（13.2km）までの区間について、4つの「水面のゾーン」（船舶航、多目的利用、手こぎボート、緩衝）と3つの「水際のゾーン」（水際活動、自然利用、自然保全）が配置された。

多摩川と市民とのかかわりにおいては、平成10年には市民、学識経験者、流域自治体、河川管理者等が、多摩川の川づくりや流域環境について、継続的に情報や意見の交換を行い、お互いの協力関係を築き、信頼関係を深めつつ、「いい川・いいまちづくり」の実現に向けて緩やかな合意形成を図ることを目的に「多摩川流域懇談会」が設立された。

河道内の自然環境については、多摩川中流部はその大部分が礫河原^{れきがわら}であり、河原特有のカワラノギク、カワラヨモギ、カワラニガナ等の植物やカワラバッタやエゾエンマコオロギ等の昆虫が生息している。しかし、近年、河川環境の変化により土砂の堆積する場所にはオギやハリエンジュなどが繁茂し、以前から生育・生息していた貴重種とされる植物・動物が減少している。そして、多摩川の代表魚種であるアユをはじめ、ウグイ、オイカワ等や礫河原に営巣するイカルチドリ、コチドリ等や多摩川の本来有している瀬・淵、河原などの河川環境を保全していくことが望まれている。

表-1-2-7多摩川生物確認種数

分類	種別	目	科	種
魚類	全体確認種	12	31	77
	国+都県のRDB掲載種	8	18	36
	国のRDB掲載種	5	6	7
底生動物	全体確認種	51	174	369
	国+都県のRDB掲載種	3	7	3
	国のRDB掲載種	1	1	1
植物	全体確認種	—	154	1195
	国+都県のRDB掲載種	—	48	108
	国のRDB掲載種	—	11	15
鳥類	全体確認種	15	37	126
	国+都県のRDB掲載種	13	24	62
	国のRDB掲載種	3	4	4
両生類	全体確認種	2	5	8
	国+都県のRDB掲載種	2	2	3
	国のRDB掲載種	0	0	0
爬虫類	全体確認種	2	5	10
	国+都県のRDB掲載種	1	3	6
	国のRDB掲載種	0	0	0
哺乳類	全体確認種	6	8	17
	国+都県のRDB掲載種	6	8	13
	国のRDB掲載種	0	0	0
陸上昆虫等	全体確認種	22	273	1483
	国+都県のRDB掲載種	5	36	108
	国のRDB掲載種	2	2	2

平成2年度以降の「河川水辺の国勢調査」による確認種のみを対象とする。

RDB：国・東京都・神奈川県「日本の絶滅のおそれのある野生生物～レッドデータブック～」

また、河口付近の汽水域には、ヨシ原が広がり、^{えんしょうしつち}塩沼湿地生のウラギクなどの貴重な群落や干潟・洲などが見られるだけでなく、ヒヌマイトトンボやトビハゼ及び鳥類等の貴重な生息域となっている。しかし、下流部の河川敷にはグランド等が連続する人工系空間が多く存在し、生物の生息・生育環境が分断されているだけでなく、河川敷や河口部における植生も断続的なものとなっている。なお、多摩川における生物の確認種数及び「日本の絶滅のおそれのある野生生物～レッドデータブック～」掲載種数は表-1-2-7に示すとおりとなっている。

多摩川の河川敷利用に関しては、その空間が都市に残された貴重な散策、レクリエーションなどの場となっており、水洗トイレの設置や、水辺への経路確保のため現在約13km整備されている「岸辺の散策路」など、人と川のふれあいを増進させる施設等の整備が地域住民や沿川自治体等から強く要望されている。また、社会の少子高齢化が進みつつあるなか、高齢者、障害者、車椅子利用者等が容易に河川敷を訪れ水辺にふれあうための施設は、現状では世田谷区玉川や川崎市中原区等々力の緩傾斜坂路（スロープ）等限られており、沿川自治体からもその設置の要望が多く寄せられている。

さらに、多摩川の実環境の大切さや河川空間の公共性への理解不足から生じる利用者による環境や景観の破壊、利用者同士の揉め事が近年多発しており、秩序あるふれあいの実現が急務となっている。このため、自然の実態や生態系、川にまつわる歴史や文化など、多摩川の持つ価値を学習し、認識できる仕組みや、きめ細やかな管理体系の構築が求められている。

第3節 河川整備計画の目標

多摩川は、首都圏を流れ東京湾に注ぐ河川であり、安全な生活空間の確保が求められてきた。また、都市に残された水と緑のオアシスとして、流域の市民に親しまれるとともに、多摩川を通じた流域の市民交流を実現してきた河川である。

こうした、歴史的な川と地域の関係を踏まえ、多摩川のすさまじい自然の脅威から人々の生活を守るとともに、かけがえのない自然の恵みを享受し、次世代に継承するために、「多摩川らしく美しい心安らかな水系の実現」を総管理理念として、河川の整備を実施する。

一方、健全な水循環系の実現のため、流域全体を視野に入れた総合的な治水対策、統合的流水管理対策及び生物多様性保全回復対策等について「多摩川流域協議会」等と連携を図りつつ必要な施策を講じる。

また、河川の整備及び流域対策等の実施に当たっては、その前提として国土保全管理データ、環境データを適切に収集・蓄積を行うとともに、必要となる調査・研究を適切に実施する。

さらに、河川の利用状況（水産資源の保護及び漁業を含む。）、河川環境の保全並びに風土・歴史・文化を考慮し、また、関連地域の社会経済情勢の発展に即応するよう、首都圏整備計画、地域防災計画、環境基本計画等との調整を図り、かつ、都市計画事業等の関連事業及び既存水利施設等の機能の維持に十分配慮し、河川の総合的な保全と利用を図る。

第1項 計画対象区間及び計画対象期間

(1) 計画対象区間

本計画では、多摩川水系の大臣指定区間外区間（直轄管理区間）を計画対象区間とする。

また、本計画では、健全な水循環系の実現に向けた流域対策等について必要な施策を講じるため上下水道、地下水、氾濫流など多摩川水系の河川水に関わる地域についても計画対象区間とする（表-1-3-1）。

表-1-3-1 大臣指定区間外区間（直轄管理区間）

河川名	自	至	区間延長(km)
多摩川	河口	青梅市青梅（万年橋）	64.3
	白丸ダム（下流）	白丸ダム（上流）	0.3
浅川	多摩川への合流点	八王子市元本郷（南浅川合流点）	13.2
大栗川	多摩川への合流点	多摩市関戸（新大栗川橋）	1.1
計			78.9

（平成11年度末時点）

(2) 計画対象期間

本計画の対象期間は、概ね20年から30年間とする。

なお、洪水等防止軽減水準の向上状況、流域の社会状況、自然状況などの変化や、新たな知見、技術の進捗等により対象期間内であっても必要に応じて本計画の見直しを行う。

第2項 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項

洪水による災害の発生防止及び軽減に関しては、国全体の河川整備状況や、将来の予算規模、河川整備基本方針で定めた最終目標に向けた段階的整備可能性などについて総合的に勘案した結果、戦後最大規模の洪水を安全に流すことを目標とする（戦後最大規模の洪水とは、多摩川では昭和49年9月の台風16号、浅川では、昭和57年9月の台風18号を指す。また、これらの洪水によって発生した流量【基準地点の石原地点で $4,500\text{m}^3/\text{sec}$ 、高幡橋地点で $1,100\text{m}^3/\text{sec}$ 】を以下、整備計画目標流量という）。

このため、河川工作物等に対する適切な対処を含めた河川の整備を実施し、災害の発生防止に努める（図-1-3-1、表-1-3-2）。

また、整備途上段階での施設能力以上の出水が発生した場合においても被害をできるだけ軽減できるよう、必要に応じ対策を講じるとともに、小河内ダムを治水目的で有効に利用する。

さらに、本地域は都市化の進展した地域であることから、流域の保水・遊水機能を適切に確保する等、総合的な治水対策を行う。

加えて、計画を上回る洪水が発生した場合に被害を極力抑えるよう配慮する。とくに、首都圏の壊滅的な被害を防止するため、河口から日野橋（立川市錦町）までの区間（支川背水区間（表-1-3-4）を含む）を高規格堤防の整備対象区間とし、その整備に当たっては、必要な幅を確保するとともに、多摩川及びその周辺が有する豊かな自然環境と人のふれあいを増進し、川と一体となった、良好なまちづくりという観点に立ち、沿川自治体等と連携を図る。

一方、流域内で発生する内水氾濫については関係自治体等と連携し対策を行う。

高潮による災害の発生防止及び軽減に関しては、河口から六郷橋（大田区仲六郷）までの区間（以下、高潮区間という。）について、東京湾に注いでいることに鑑み、高潮の影響を考慮した整備を行う（本計画で対象とする高潮の規模は、昭和34年の伊勢湾台風と同規模の台風が、多摩川に対して最大の被害をもたらすコースを進んだときに発生する高潮とする）（表-1-3-5）。

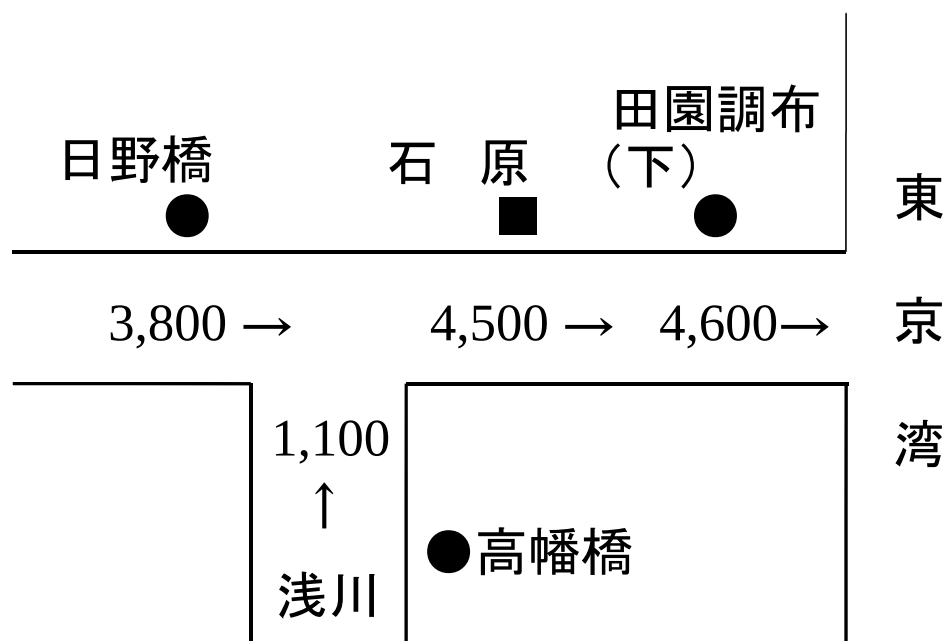


図-1-3-1 主要な地点における整備計画目標流量図（単位： m^3/sec ）

表-1-3-2 主要な地点における計画高水位及び川幅一覧

河川名	地 点 名	河口又は合流点 からの距離 (km)	計画高水位		川幅 (m)
			T. P. (m)	A. P. (m)	
多摩川	日 野 橋	河口から39.8	68.78	69.91	340
	石 原	河口から27.7	32.21	33.34	360
	田園調布(下)	河口から13.2	9.08	10.21	400
浅 川	高 幡 橋	合流点から2.2	68.33	69.46	140

計画高水位は、計画高水流量を安全に流下させるために多摩川水系河川整備基本方針で設定した水位であり、この水位を基準として整備を行う。

表-1-3-3 主要な地点における高規格堤防設計水位

河川名	地 点 名	河口からの 距離 (km)	高規格堤防設計水位	
			T. P. (m)	A. P. (m)
多摩川	日 野 橋	河口から39.8	70.44	71.57
	石 原	河口から27.7	33.87	35.00
	田園調布(下)	河口から13.2	10.73	11.86

表-1-3-4 高規格堤防整備に係る^{はいすい}支川背水区間

支川名	区 間
浅 川	左岸：日野市新井地点から本川合流点 右岸：日野市落川地点から本川合流点
大栗川	左岸：多摩市関戸地点から本川合流点
野 川	左岸：世田谷区大蔵地点から本川合流点 右岸：世田谷区喜多見地点から本川合流点

表-1-3-5 主要な地点における計画高潮位

河川名	地 点 名	河口又は合流点 からの距離 (km)	計画高潮位	
			T. P. (m)	A. P. (m)
多摩川	羽 田	河口から3.0	2.67	3.80

注) T. P. (Tokyo Peil) : 東京湾平均海面
A. P. (Arakawa Peil) : 零点高=T. P. 零点高-1.13m

第3項 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、河川水の利用実態、流入する下水道処理水の状況、流域における水の流れや汚染物質等の状況などについての諸調査・研究を実施する。これらの成果を踏まえ、流域自治体、関係機関が一体となって多摩川の水流として有すべき水量とその変動及び水質などについて明らかにする「水流実態解明プロジェクト」を実施し、地域住民の意見を反映させつつ政策を立案し、遂行していく。

また、流域の雨水浸透機能の保全・回復、地下水の保全、湧水の保全・回復、異常渇水に対する備え、地震発生後における防災用水としての河川水の有効利用、及び水路網の復活などを総合的に考慮した統合的流水管理対策を地域住民、関係自治体及び関係機関等と一体となって推進していく。

第4項 河川環境の整備と保全に関する事項

河川環境の整備と保全に関しては、歴史的に「多摩川河川環境管理計画」の果たしてきた重要な役割を認識し、今後とも「多摩川河川環境管理計画」を踏まえ、以下に示す3点を基本として、河川環境の整備を図るとともに、関係自治体や地域住民等との共通認識のもと秩序ある利用に努め河川環境の保全を図る。

- ①河川敷については、河川環境に応じ、本川及び浅川（直轄管理区間）において5つのゾーン及び8つの機能空間に区分し、住民、行政及び専門家からの多数の意見を踏まえ、近年の自然環境保全に対する市民の意識の高まり、河川敷利用の要望の変化等を反映して、適切に配置する。
- ②多摩川本川の主として自然保護やふれあいを目指す自然系空間と、主として人工的利用に供する人工系空間の面積比を6対4にする(表-2-1-3)。
- ③水面利用の盛んな下流部について、水面、水際部を対象とした水面の区分を適切に配置する。

これらを踏まえ、多摩川らしい自然環境の保全・回復に資する施策、及び人と多摩川の良い関係を創出するための対策を適切に講じる。また、学術上または希少性の観点から重要な種・群落、注目すべき生息地を含めた生物の多様な生息・生育環境の保全・回復を図るとともに、多摩川らしい河川景観の継承等を地域住民、関係機関等と一体となって取り組む。

さらに、多摩川に対する理解不足から発生する環境や景観の破壊、利用者同士の揉め事等を防ぐ上で、自然の実態、生態系、川にまつわる歴史や文化など、多摩川の持つ価値を広く啓発していく。このため、多摩川水系全体を博物館と捉え、万人が多摩川の持つ価値を学習し、認識などができるよう「多摩川流域リバーミュージアム」を構築する。

加えて、流域において森林田畑等の保全、水と緑のネットワークの整備保全、ランドスケープの保全等に対し生物多様性保全回復の観点から、その対策を地域住民、関係自治体及び関連機関等と連携して行う。

第2章 河川の整備の実施に関する事項

第1節 河川の整備の前提

多摩川は、歴史的に河川工事と河川環境の調和に努力した管理がなされてきた河川である。今後の河川の整備にあたっては、近年の新しい知見や社会的動向に応じ、一層河川工事と河川環境が調和した円滑な河川管理を行う必要がある。このため、新しく河岸維持管理法線を設定するとともに、それに応じた河川敷の区分と水面の区分の設定を行う。

第1項 河岸維持管理法線等の設定

(1) 河岸維持管理法線の設定

本計画では、河道の形状、河川環境、河川敷の利用等に関する維持管理を適正に行うとともに、洪水による侵食から堤防を防護するため、その維持管理の目安となる点を縦断的に結んだ法線（以下、「河岸維持管理法線」という。）を、以下の3点を踏まえた上で、直轄管理区間全川において設定する。

- ①これまでの自然な川の流れを最大限尊重して、低水路の安定化を図る。
- ②現況の河川の流況や河川敷の利用状況等に配慮する。
- ③河川整備基本方針に沿って計画的に河川の整備を行うため、方針で示した河道配分流量規模の洪水を安全に流下できるよう配慮する。

設定した河岸維持管理法線については、堤防防護の観点から過去の堤防侵食被害の実態を踏まえた河川敷必要幅、河床勾配及び河川敷の利用状況、河川管理施設等による堤防への影響等を総合的に勘案し、地点ごとに河岸維持管理の重要度を区分する。

なお、堤防計画のない区間（おおむね小作堰上流にある必要堤防高より堤内地盤高が高い区間等）については、河岸の崩落等による河道埋塞等を回避するため、維持管理を行う上での目安としての河岸維持管理法線を設定する。

(2) 維持管理河床高の設定

本川においては、将来の河床の異常低下等に備えて土砂動態をモニタリングしながら必要に応じ、維持管理すべき河床高（以下、維持管理河床高という。）を設定していく（表-2-1-1）。

現在は、最深河床高の経年変化に大きな変動がないことから直轄管理区間全川では設定を行わないが、下流部の河口から多摩川大橋の区間については、震災時の危機管理上想定される船舶の航行に必要な範囲について維持管理河床高の設定を行う。

また、浅川においては、将来、計画高水流量を安全に流下させるため、いわゆる土丹を含む河床の掘削等の必要性が生じたときに具体的に検討し設定する。

表-2-1-1 主要な地点における維持管理河床高

河川名	地 点 名	河口又は合流点 からの距離(km)	維持管理河床高	
			T. P. (m)	A. P. (m)
多摩川	多摩川大橋	河口から8.5	-4.33	-3.20

注) T. P. (Tokyo Peil) : 東京湾平均海面

A. P. (Arakawa Peil) : 零点高 = T. P. 零点高 - 1.13m

(3) 特殊防護区間の設定

河道断面積・川幅に余裕が無く、河床勾配が急勾配なため、洪水発生時の河道内の滞筋の変動が著しい浅川の湯殿川合流地点（八王子市長沼町）より上流部については、河川整備計画目標流量を安全に流下させるだけでなく、洪水時に発生する高速流に対して水衝部を強固に防護する必要があるため、河岸維持管理法線間（河岸維持管理法線の滞筋側）についても、堤防の安全性の確保等のために必要な対策を実施する「特殊防護区間」とする。

第2項 河川敷の区分の設定

(1) ゾーンの設定

多摩川の持つ個性を生かすことを基調とし、地域社会からの各種要請に配慮して、利用と保全の調和がとれた、より望ましい多摩川を創出するため、利用または保全の方針を示す5つのタイプのゾーンを設定する（図-2-1-1、図-2-1-2）。

①人工整備ゾーン（Aタイプ）

運動施設、遊戯施設、休憩施設、修景施設、便益施設等の人工的施設を積極的に整備するゾーンである。

②施設利用ゾーン（Bタイプ）

人工的な施設が中心となるが、とくに堤外地の自然環境が優れている部分については、自然的レクリエーション施設、文教施設を配慮する。

③整備・自然ゾーン（Cタイプ）

人工的利用と自然的利用が相半ばしているゾーンであり、散策路、休憩施設等を配慮する。

④自然利用ゾーン（Dタイプ）

野草園、自然観察園、自然探勝路等の自然的な施設を中心に整備する。しかも若干の人工的施設を配慮する。

⑤自然保全ゾーン（Eタイプ）

自然生態系の保全を目的としたゾーンであり、積極的な人工的利用を図るための施設は原則として持ち込まない。

各ゾーンタイプは、自然系空間と人工系空間の面積比率に応じて設定されている（表-2-1-2）。

表-2-1-2 各ゾーンの自然系空間と人工系空間の面積比率の大枠

（単位：％）

	自然系空間の面積比率	人工系空間の面積比率	計
人工整備ゾーン	0～20	100～80	100
施設利用ゾーン	20～40	80～60	100
整備・自然ゾーン	40～60	60～40	100
自然利用ゾーン	60～80	40～20	100
自然保全ゾーン	80～100	20～0	100

※人工系空間面積とは、機能空間区分の内②地先施設レクリエーション空間、③広域施設レクリエーション空間、④運動・健康管理空間の面積を加えたもの

※自然系空間面積とは、機能空間区分の内⑤自然レクリエーション空間、⑥文教空間、⑦情操空間、⑧生態系保持空間の面積を加えたもの

(2) 機能空間区分の設定

5つのタイプのゾーンに応じ、具体的な利用または保全の内容を示す、8つの機能空間を設定する(図-2-1-1、図-2-1-2)。

①避難空間

沿川住民が災害時に避難するための安全な広場を確保しようとする要請にこたえる機能空間(②、③、④及び必要に応じ、他の機能空間と重複する場合がある。)

②地先施設レクリエーション空間

沿川住民のための人工的な施設利用の余暇レクリエーション空間を意味し、例えば児童公園、近隣公園等に対する要請にこたえる機能空間(芝生、ベンチ、花壇などを主体とする。)

③広域施設レクリエーション空間

総合公園、広域公園的な利用を望む広域住民からの要請にこたえる機能空間(自由広場、ねころび広場、催しもの広場、ボート場、交通公園などを主体とする。)

④運動・健康管理空間

運動公園、健康管理施設的な利用を望む広域及び沿川住民からの要請にこたえる空間(運動広場、野球場、サッカー場、陸上競技場、テニスコート、ゴルフ場、ゴルフ練習場、サイクリングコースなどを主体とする。)

⑤自然レクリエーション空間

多摩川の自然との触れ合いを対象としたレクリエーション利用を望む広域及び、沿川住民からの要請にこたえる機能空間(野草広場、ピクニック広場、オリエンテーリング、水遊び、ハイキングなどを主体とする。)

⑥文教空間

多摩川の自然との触れ合いを対象とした文教空間に対する広域及び沿川住民からの要請にこたえる機能空間(自然観察広場、野鳥園、昆虫採集、野草園などを主体とする。)

⑦情操空間

身近な自然を保全若しくは保護することで、住民の情操観念の育成に資する機能を有し沿川地域からの要請にこたえる空間(人為的な改変などを行わず、自然のままの状態であるところ。)

⑧生態系保持空間

全人类的見地から、学術的に価値づけられる、広域的にみた貴重な生態系を保持しようとする空間。このうち特に動植物の生息地又は生育地として特に保全する必要があると認める区域については、河川法に基づく区域指定を行い、本来の生態系の保全及び回復に努める。

機能空間区分は、河岸維持管理法線の堤防側の河川敷に設定する。ただし、⑦情操空間、⑧生態系保持空間については、河岸維持管理法線に関係なく自然状況を勘案して水際付近まで機能空間区分の設定を行う。

定常的に土砂が堆積し治水上問題がある箇所については、機能空間区分の設定は行わない。

河岸維持管理法線の滞筋側については、洪水により地形が変化しやすいこと、および洪水等防止軽減に資する河川工事の必要性から、⑦情操空間と⑧生態系保持空間以外の機能空間区分の設定は行わず、また、堤防の維持管理上必要な堤防の法尻部も設定は行わない。

河川敷の利用に関しては、原則として堤防の法尻部および河岸部分のおおむね 10m程度と、河岸維持管理法線の滞筋側はグラウンド等の占用許可は行わない。ただし、滞筋側に相当な河川敷が既に存在し、当面、洪水等防止軽減に資する河川工事が必要とされない区間において、計画対象期間内に河川敷利用が可能とされる既占用地については、引き続き流水の支障とならない形態で占用を許可する。また、多摩川とのふれあいを増進する水際活動に伴う施設については、調整の上、占用を許可する。

浅川の特殊防護区間（湯殿川合流点より上流区間）については、滞筋が安定しない河道特性のため、機能空間区分の設定は行わない。ただし、河川敷利用が可能とされる既占用地については、引き続き流水の支障とならない形態で占用を許可する。また、浅川とのふれあいを増進する水際活動に伴う施設については調整の上、占用を許可する。

表-2-1-3 機能空間の自然系空間および人工系空間の面積比

	自然系 空間面積	人工系 空間面積	合 計
多摩川 (本川)	760 (ha) 【 60 (%)】	470 (ha) 【 40 (%)】	1,230 (ha) 【100 (%)】

※数字については、概数である。

※人工系空間面積とは、機能空間区分の内②地先施設レクリエーション空間、③広域施設レクリエーション空間、④運動・健康管理空間の面積を加えたもの

※自然系空間面積とは、機能空間区分の内⑤自然レクリエーション空間、⑥文教空間、⑦情操空間、⑧生態系保持空間の面積を加えたもの

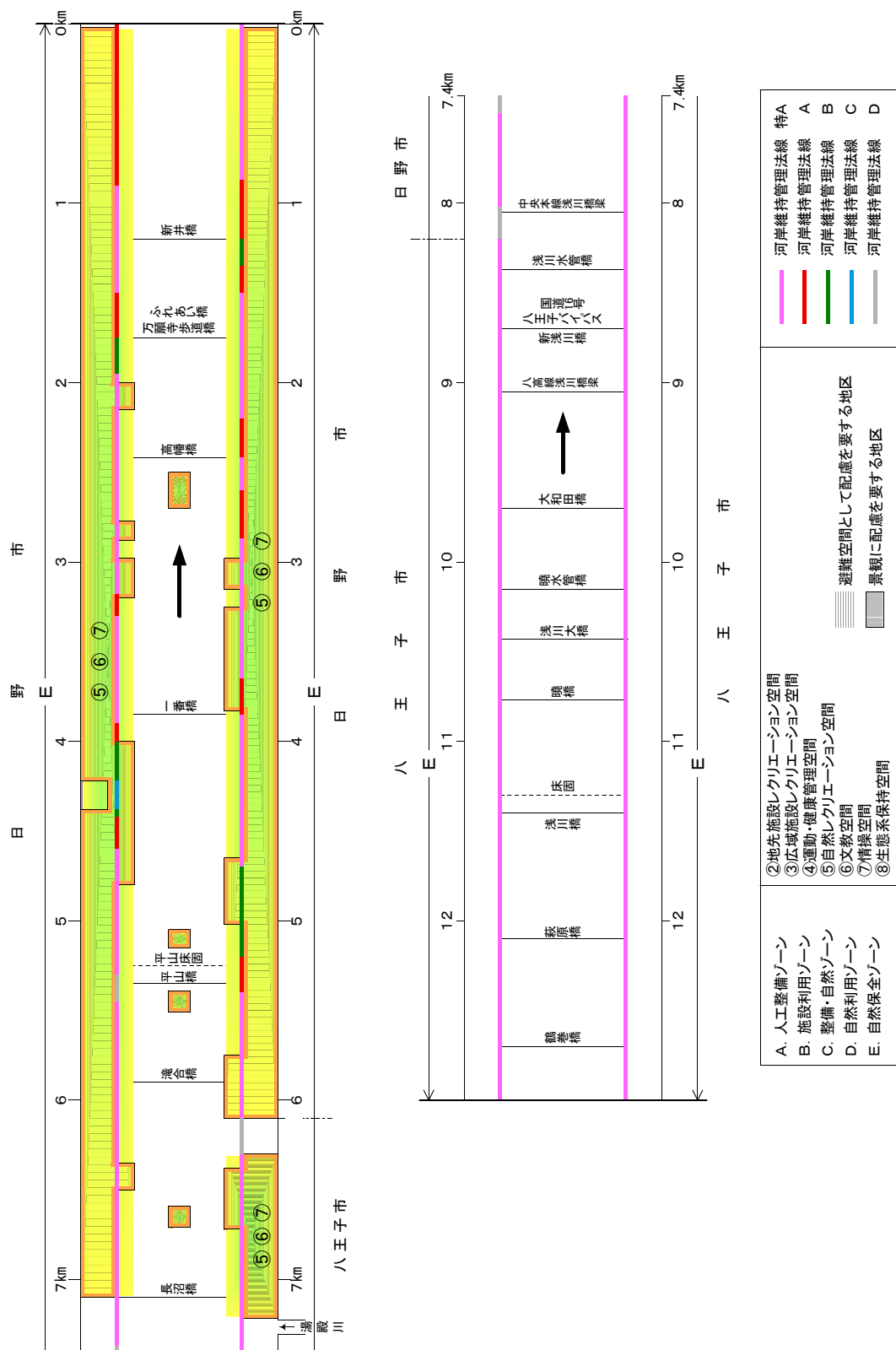


図-2-1-2 河川敷の区分の設定（浅川）

第3項 水面の区分の設定

水面利用が特に盛んであり動力船の航行もある河口から調布取水堰（13.2km）までの区間について、河川敷における機能空間区分を考慮し、水面と水際に分けて具体的な利用又は保全の内容を示す空間を設定する（図-2-1-3）。

(1) 水面の空間設定

①船舶航行空間

原則として30～70mの幅をもって連続的に設定する空間であって、上・下流方向の移動を目的とする。動力船（機関を使用する船舶）が安全に航行することが可能な空間として河道形状を見て滞筋に沿った水面に設定する空間。また、災害時には災害復旧等に用いる船舶の航路となる。

②多目的利用空間

原則として、非動力船を主体とする空間であるが、船舶の現況利用等に考慮して、他船との安全性の確保、水際利用者への配慮、自然環境への配慮等の条件つきで動力船の航行が可能な滞筋に沿った水面と「船舶航行空間」と「水際の空間」の間の水面で、「緩衝空間」に設定されている区域以外の水面に設定する空間。また、災害時には災害復旧等に用いる船舶の航路となる。

なお、現況の河道状況から、水上オートバイの利用に当たっては、当空間で必要に応じて利用域を定める。

③手こぎボート空間

手こぎ用ボート等の活動が盛んであって、原則として非動力船（機関を有しない船舶）が安全に航行することが可能な空間であるが、船舶の現況利用や将来的な船舶の航行を考慮して、水上バス等の公共性の高い船舶の航行が可能な空間である。「多目的利用空間」と「水際の空間」の間の水面に設定する空間。

④緩衝空間

多摩川の水辺に分布する干潟や植生等の良好な自然環境を有効に保全するため、また、主として漁業操業が盛んな区域や船舶の発着が多く見られる区域での安全性確保のため、空間配置の設定における生態系保持空間の前面と、原則として船舶等の進入を控える空間として「水際の空間」と「船舶航行空間」の間の水面に設定する空間。

(2) 水際の空間設定

①水際活動空間

原則として河岸の水際部を中心に低水護岸天端と干潮時水際線から河道中央側へ30m程度の間の範囲で、空間配置の設定において河川敷の利用が地先施設レクリエーション空間、広域施設レクリエーション空間、運動・健康管理空間に接するところに設定し、環境に配慮しつつ、釣り、水遊び、魚採り、散策等の水際を利用した活動が安全に行える空間。

なお、ヨシ原等の自然植生及び干潟が分布するような箇所については、自然との調和を図

った利用を行う空間とする。

②自然利用空間

原則として河岸の水際部を中心に低水護岸天端と干潮時水際線から河道中央側へ30m程度の間、あるいは、河岸を中心に干潮時の水深が1m程度までの水際部の範囲で、空間配置の設定において河川敷の利用が自然レクリエーション空間、文教空間、情操空間に接するところに設定し、環境に配慮しつつ、自然的な環境を活用し、自然観察、釣り、水遊び、魚採り、散策等の水際活動が安全に行える空間。

なお、良好な自然環境を呈している地区については、その保全に努める。

③自然保全空間

ヨシ原等の自然植生及び干潟が分布する主な区域について、原則として河岸を中心に干潮時の水深が1m程度までの水際部の範囲で、空間配置の設定において生態系保持空間並びに水際に大規模な干潟等が存在するところに設定する空間であって、良好な自然的な環境を有効に保全し、動植物の生息環境に資する空間。

なお、バードウォッチングにみられるような自然観察等の水際活動については可能な空間とする。

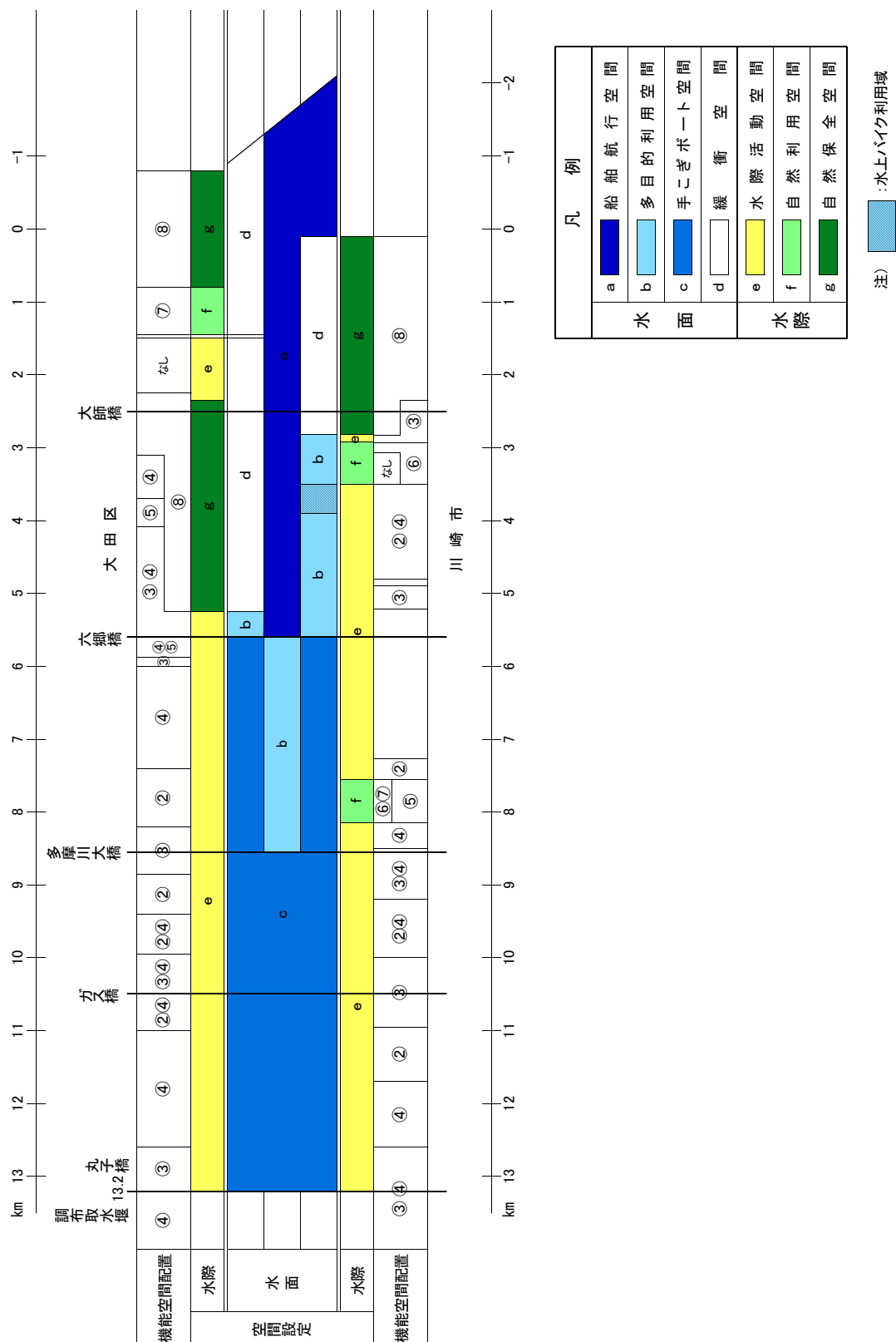


図-2-1-3 水面の区分の設定

第2節 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに 当該河川工事の施行により設置される河川管理施設等の 機能の概要

第1項 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

災害の発生の防止又は軽減のための河川整備については、流域の社会情勢、気候の変化を踏まえた継続的な流域と河道のモニタリングを実施しながら、その結果を踏まえて、要対策箇所や対処方策を見直しつつ、整備計画目標流量を安全に流下させるための対策及び高潮対策を実施する。これらの対策にあたっては、地震防災のため構造物の耐震化等を図る。

また、整備計画目標流量が安全に流下することが可能な河道断面積が確保されている場合には、原則として低水護岸等の河川工事は行わないこととする。さらに必要に応じ、河川工事を行う場合については、水際の多様な環境に十分配慮した対策を行う。

加えて、堤防については、既設の堤防及び護岸の構造、質的状況等を調査するとともに、築堤や堤防強化対策が必要となる場合には、堤防法面を表のり裏のりとも一枚のりとし、浸透、侵食、越水及び地震に対する技術検討を加え、安全性を向上させた信頼性の高い構造とする。

整備途上段階での安全度の向上を図るため、小河内ダム等の既存施設の有効利用を図るとともに、流域内の洪水調節施設の設置についても調査・検討を行う。

(1) 多摩川本川

①河道断面の確保対策

戦後最大規模（整備計画目標流量規模）の洪水を安全に流下させるため施設管理者と連携して堰の対処及び堰上流部の河道掘削・浚渫等を行う河道断面確保対策を推進する。特に、多摩川本川の中で、氾濫域が大きく、狭さく部で土砂の堆積により河道断面積が不足している石原地点周辺の流下能力を確保するために、直下流の二ヶ領上河原堰の対策を早急に行い、当該区間の河道掘削・浚渫等を行う。また、その他の堰については、阻害率、治水効果、上下流のバランスを総合的に勘案し順次その対処を行う。なお、予期しない災害が発生した場合には、その堰の対策を緊急に講じる。

堤防の必要な幅や高さが不足している調布市多摩川地先等の区間においては、河川管理施設等構造令等を踏まえて築堤を実施する。また、上丸子陸閘等の陸閘については、その解消を図る。

洪水を安全に流下させる観点から著しく治水上の支障となる橋梁や、老朽化等により機能に不安のある樋門等については、施設管理者に対し適切な対処を行うよう指導する。

また、高潮の発生による災害の防止又は軽減のため、河口から六郷橋までの高潮区間において高潮堤防の整備等必要な対策を実施する。

表-2-2-1 河道断面の確保対策に係る主要な河川工事の種類、
施行の場所、設置される河川管理施設等の機能等

工事の種類	施行の場所	設置（改築、撤去）される 河川管理施設等		摘 要
			機能の概要	
堰対策	表2-2-2参照	堰	－	詳細な対策検討 を踏まえ実施
河道掘削	表2-2-2参照		河道断面の確保	堰対策上流区間
築堤	表2-2-3参照	堤防	河道断面の確保	一部完成
陸閘対策	表2-2-3参照	陸閘（撤去）	洪水時の安全性 向上	
樋門対策	・ 世田谷区玉川 （左岸18.0k）	樋門	－	附帯工事 （谷川排水樋管）
高潮対策	・ 大田区本羽田～東六郷 （左岸3.1k～5.6k）	高潮堤防 等	高潮災害防止	
	・ 川崎市川崎区殿町～旭町 （右岸0.0k～5.6k）			

※今後の災害の発生や調査結果及び施設管理者との協議等により、新たに河川工事が必要となる場合がある

表-2-2-2 堰対策・河道掘削（河道断面の確保対策）に係る施行の場所

施行の場所（堰対策）		堰 名	堰の管理者
・川崎市多摩区上布田	25.8k	二ヶ領上河原堰（阻害率37%）	川崎市
・稲城市大丸	32.4k	大丸用水堰（阻害率44%）	大丸用水土地改良区
・日野市新井	38.2k	四谷本宿堰（阻害率26%）	府中市西府用水組合
・昭島市拝島	47.8k	昭和用水堰（阻害率53%）	立川・昭島用水土地改良区
・羽村市羽東	53.8k	羽村取水堰（阻害率75%）	東京都
施行の場所（河道掘削）		摘 要	
・川崎市多摩区上布田～矢野口		二ヶ領上河原堰上流約2km区間	
・稲城市大丸～多摩市連光寺		大丸用水堰上流約1km区間	
・日野市新井～万願寺		四谷本宿堰上流約0.8km区間	
・昭島市拝島～あきる野市小川		昭和用水堰上流約0.4km区間	
・羽村市羽東～羽加美		羽村取水堰上流約0.4km区間	

表-2-2-3 築堤・陸閘対策（河道断面の確保対策）に係る施行の場所

施行の場所（築堤）		摘 要
○右 岸	(区間)	
・川崎市川崎区殿町～大師河原	0.0k～ 3.2k	
・川崎市川崎区旭町～本町	4.8k～ 6.5k	
・川崎市幸区戸手～古市場	6.9k～ 9.7k	
・川崎市中原区上平間～小杉	10.3k～14.2k	
・川崎市中原区等々力～宮内	15.6k～17.1k	
・川崎市高津区二子～多摩区下布田	18.1k～25.9k	

表-2-2-3 築堤（河道断面の確保対策）に係る施行の場所

施行の場所（築堤）		摘 要	
○右 岸 ・稲城市大丸 ・多摩市関戸 ・日野市石田～八王子市小宮町 ・八王子市平町～高月町 ・八王子市高月町～あきる野市平沢 ・あきる野市平沢 ・羽村市羽～青梅市友田町	(区間)		
	30.6k～31.2k		
	34.9k～36.1k		
	37.1k～43.3k		
	44.9k～45.9k		
	48.1k～50.1k		
	50.5k～51.0k		
○左 岸 ・大田区西六郷一丁目～下丸子二丁目 ・大田区田園調布本町～世田谷区玉堤一丁目 ・世田谷区上野毛～玉川 ・世田谷区喜多見～狛江市駒井 ・調布市多摩川 ・府中市住吉二丁目～四谷三丁目 ・立川市柴崎町～富士見町 ・昭島市福島町～宮沢町 ・昭島市宮沢町～昭島市拝島町 ・福生市加美～羽村市川崎 ・羽村市羽加美	54.6k～55.7k		
	8.2k～10.0k		
	12.3k～14.9k		
	17.1k～18.6k		
	20.5k～22.2k		
	26.6k～27.7k		
	34.5k～36.2k		
	40.9k～42.5k		
	43.2k～43.7k		
	44.7k～48.2k		
	52.5k～53.2k		
	54.8k～55.2k		
施行の場所（陸開対策）		陸開名	陸開の管理者
・川崎市中原区上丸子	13.0k右岸	上丸子陸開	川崎市
・世田谷区鎌田	18.6k左岸	久地陸開	世田谷区
・調布市多摩川	26.8k左岸	調布市第一陸開	調布市
・調布市多摩川	27.4k左岸	調布市第四陸開	調布市

②堤防等の安全性向上対策

河川の流況等により堤防防護に必要な河川敷幅が確保できない川崎市戸手地先や、高速流の発生により低水部の洗掘のおそれがある稲城市大丸地先等においては、水衝部・洗掘対策として強固な低水護岸等の対策を行う。また、国立市谷保地先など過去の洪水の実績等により漏水のおそれがある箇所及び浸透・侵食等に関する堤防の点検により対策が必要となる区間については、堤防強化対策や漏水対策を実施する。

なお、堤防等の安全性向上にあたっては、全川にわたり、必要性、緊急性、利用面、景観及び環境面等を総合的に判断して必要な堤防強化対策を行う。

表-2-2-4 堤防等の安全性向上対策に係る主要な河川工事の種類、施行の場所、設置される河川管理施設

工事の種類	施行の場所	設置（改築）される		摘 要
		河川管理施設	機能の概要	
堤防強化対策	直轄管理区間	高水護岸、 緩傾斜堤 等	堤防防護	

表-2-2-4 堤防等の安全性向上対策に係る主要な河川工事の種類、
施行の場所、設置される河川管理施設等

工事の種類	施行の場所	設置（改築）される		摘 要
		河川管理施設	機能の概要	
高水護岸整備	表-2-2-5, 6参照	高水護岸 等	堤防防護	
漏水対策	・ 国立市谷保（左岸38.1k～38.4k） ・ 羽村市羽加美（左岸54.7k～55.1k）	漏水対策工 等	堤防防護	
水衝部対策	表-2-2-5, 6参照	低水護岸、 根固 等	河岸洗掘 防止	

※今後の災害の発生や調査結果により、新たに河川工事が必要となる場合がある

表-2-2-5 高水護岸整備、水衝部対策（堤防等の安全性向上対策）に係る施行の場所

施行の場所（高水護岸整備）		摘 要
○右 岸	（区 間）	
・ 川崎市川崎区殿町～中瀬	0.0k～ 3.4k	一部完成
・ 川崎市川崎区旭町～中原区中丸子	5.2k～11.2k	
・ 川崎市中原区下丸子八幡町	12.7k～12.9k	
・ 川崎市中原区上丸子天神町～高津区諏訪	13.6k～17.2k	一部完成
・ 川崎市高津区溝口～久地	18.4k～19.2k	一部完成
・ 川崎市高津区宇奈根～多摩区堰	20.0k～20.6k	
・ 川崎市多摩区登戸	22.2k～23.0k	
・ 川崎市多摩区登戸～中野島	23.6k～24.2k	
・ 川崎市多摩区中野島～稲城市押立	25.0k～28.4k	
・ 稲城市押立～稲城市大丸	29.4k～32.6k	一部完成
・ 多摩市関戸～日野市落川	34.4k～36.8k	一部完成
・ 日野市新井～万願寺	38.0k～38.4k	一部完成
・ 日野市万願寺～栄町	39.4k～43.0k	
・ 八王子市小宮町	43.6k～44.6k	
・ 八王子市平町～丸山町	45.2k～45.6k	
・ 昭島市拝島町	46.2k～46.8k	一部完成
・ あきる野市小川東	49.3k～49.5k	
・ あきる野市平沢	50.2k～51.0k	一部完成
・ あきる野市草花	51.8k～54.4k	一部完成
○左 岸		
・ 大田区羽田～南六郷	1.6k～ 4.2k	一部完成
・ 大田区西六郷～田園調布	6.8k～14.0k	一部完成
・ 世田谷区玉堤	14.5k～14.7k	
・ 世田谷区玉堤～野毛	15.4k～16.4k	一部完成
・ 世田谷区玉川～宇奈根	18.2k～19.4k	
・ 世田谷区宇奈根	20.3k～20.5k	
・ 狛江市駒井	21.4k～21.8k	
・ 狛江市猪方～調布市染地	22.6k～25.0k	一部完成
・ 調布市染地～府中市是政	25.6k～31.8k	一部完成
・ 府中市矢崎町～立川市錦町	32.6k～40.2k	
・ 立川市柴崎町～昭島市拝島町	41.2k～46.6k	一部完成
・ 昭島市拝島町	47.2k～48.0k	一部完成
・ 福生市南田園	49.0k～49.8k	
・ 福生市北田園	51.0k～52.0k	
・ 福生市福生～羽村市羽加美	52.6k～55.0k	一部完成

表-2-2-6 高水護岸整備、水衝部対策（堤防等の安全性向上対策）に係る施行の場所

施行の場所（水衝部対策）		摘 要
○右 岸	(区 間)	
・川崎市川崎区殿町～大使河原	0.0k～2.6k	
・川崎市川崎区大使河原～中瀬	3.0k～3.4k	
・川崎市川崎区鈴木町～小向町	4.4k～7.4k	
・川崎市中原区上平間	10.2k～10.8k	
・川崎市中原区上丸子八幡～上丸子天神町	13.0k～13.4k	
・川崎市中原区等々力	14.0k～14.4k	
・川崎市高津区溝口～久地	18.4k～18.8k	
・川崎市高津区宇奈根～多摩区堤	20.2k～20.6k	
・川崎市多摩区宿河原～登戸	22.0k～23.0k	
・川崎市多摩区中野島～菅	24.8k～27.0k	
・稲城市押立～稲城市大丸	29.0k～30.0k	
・稲城市大丸	31.2k～32.6k	
・多摩市関戸	34.2k～35.2k	
・多摩市一ノ宮～日野市百草	36.0k～36.8k	
・日野市新井～東常安寺	37.8k～40.0k	
・日野市日野～栄町	41.0k～42.0k	
・日野市栄町	42.5k～42.7k	
・八王子市小宮町～平町	44.6k～45.4k	
・八王子市高月町	47.8k～48.4k	
・あきる野市二宮	50.2k～50.8k	
・あきる野市草花～青梅市友田町	53.0k～55.4k	
○左 岸		
・大田区羽田～本羽田	1.6k～2.8k	
・大田区南六郷	3.8k～4.0k	
・大田区西六郷～矢口	7.8k～8.6k	
・大田区矢口	9.4k～9.6k	
・大田区田園調布本町～田園調布	12.8k～13.4k	
・世田谷区玉堤	15.5k～15.7k	
・世田谷区野毛～玉川	16.4k～18.2k	
・世田谷区宇奈根	19.5k～19.7k	
・狛江市駒井	21.2k～21.4k	
・狛江市猪方～調布市染地	22.0k～24.4k	
・調布市染地～多摩川	25.0k～26.2k	
・調布市多摩川～府中市押立町	26.8k～29.2k	
・府中市是政～南町	32.0k～33.0k	
・府中市南町～国立市谷保	34.6k～38.6k	
・立川市錦町～柴崎町	39.6k～40.4k	
・昭島市郷地町～昭島市宮沢町	42.4k～43.8k	
・昭島市大神町	44.8k～45.4k	
・昭島市拝島町	46.6k～48.0k	
・福生市熊川～南田園	49.0k～50.0k	
・福生市北田園～羽村市羽中	50.8k～54.2k	
・羽村市羽加美	54.8k～55.0k	

③総合的な治水対策

人口、資産が極めて高度に集積し都市化の進展した本川流域の特性に鑑み、流域の保水・遊水機能の保全・改善対策の支援を行うとともに、警戒避難体制や情報伝達の充実、土地利用の適正化誘導、住まい方の工夫、越水しても被害を最小限にする対策及び防災教育等を関係機関や地域住民等と連携して推進する。

④超過洪水対策

破堤による流域の壊滅的な被害を回避するなど危機に備えたまちづくりを積極的に支援するため、超過洪水対策を推進する。特に、首都圏の壊滅的な被害の防止のため設定した河口から日野橋までの高規格堤防整備対象区間（支川背水区間を含む）に関しては、河口から左岸・丸子橋、右岸・第三京浜多摩川橋梁付近までを「推奨区間」として、高規格堤防整備とまちづくりの一体的整備について、まちづくりの構想を提案や検討を進める。その上で、整備に向けての機運を高めていくとともに、関係者の合意が得られた地区について整備を推進する。また、その上流から日野橋までは「候補区間」とし、地域のまちづくりの機運や諸動向を勘案し、まちづくりとの一体的な整備の検討を進める。その上で、関係者の合意が得られた地区について整備を推進する。

なお、高規格堤防の整備にあたっては、市街地整備との綿密な連携を図るために、計画づくりのための連絡調整を図る「多摩川沿川整備協議会」の設立運営やまちづくりボランティア活動との連携を図るとともに減災型まちづくり対策の支援を行う。

表-2-2-7 高規格堤防整備対象区間

区 間	河 川		自	至
高規格堤防 整備推奨区間	多摩川	左 岸	海老取川合流点	丸子橋
		右 岸	河 口	第三京浜多摩川橋梁
高規格堤防 整備候補区間	多摩川	左 岸	丸子橋	日野橋
		右 岸	第三京浜多摩川橋梁	日野橋

表-2-2-8 超過洪水対策に係る主要な河川工事の種類、施行の場所、設置される河川管理施設等

工事の種類	施行の場所	設置される河川管理施設		摘 要
			機能の概要	
高規格堤防整備	表-2-2-9参照	高規格堤防 等	洪水時の安全性向上	

表-2-2-9 超過洪水対策に係る施行の場所

施行の場所		摘 要
○右岸 ・川崎市川崎区大師河原 ・川崎市幸区戸手 ・川崎市幸区古市場 ・稲城市矢野口 ・稲城市大丸 ・日野市東町	(区間)	大師河原 J C T整備事業 民間建物整備事業等 一部完成 古市場小学校改築事業 矢野口駅周辺土地区画整理事業 北緑地公園整備事業 日野市東町土地区画整理事業
	3.0k付近 7.0k付近 9.3k付近 28.8k付近 30.0k付近 40.0k付近	
○左岸 ・大田区下丸子 ・調布市染地		民間建物整備事業等 グラウンド等整備事業 一部完成
	9.7k付近 25.5k付近	

(上記は平成12年度末までに整備の推進または目指す地区として話が進められている地区である。)

⑤広域防災対策

多摩川流域では、人口、資産等の集積が進んでいるために、ひとたび洪水等により破堤した場合には、甚大な被害が想定される。また、多摩川流域のほとんどは「南関東地域直下の地震により著しい被害を生じるおそれのある地域」に指定されており、大規模な地震による河川管理施設や流域市街地の被災が想定される。このため、震災発生時に防災施設や被災地域等との確実な連絡を図るための緊急的な輸送路として、河川環境に配慮しつつ緊急用河川敷道路の整備を行う。また、洪水、高潮時には氾濫被害を最小限に抑える活動拠点となり、震災時には被害の円滑な復旧・復興の支援拠点となる地域防災活動拠点（水防拠点及び河川防災ステーション）を整備する。なお、地域防災活動拠点の整備にあたっては、関係自治体と連携を図るとともに、東西方向の主要道路と緊急用河川敷道路の結節点周辺部等を候補地とし、高規格堤防の整備等に併せた効率的な整備を推進する。

さらに、緊急車両が堤防上を往来可能とするための車両交換場所等の整備を推進するとともに、海上から多摩川を通じた物資の搬入・荷揚げを可能とする緊急用船着場の整備や、航空輸送を行うための河川敷ヘリポートなど陸上輸送の代替手段確保のための施設整備を推進する。

越水による洗堀の防止や氾濫流による破堤部の拡大防止など減災対策として、樹林帯を整備する。また、八王子市高月地先及び羽村市羽中地先から羽村市羽地先においては、霞堤により遊水する地区として、遊水機能の確保を前提とした土地利用誘導等の施策を関係自治体と連携して行う。

河川情報を瞬時に把握し、防災活動の初期からの確かつ迅速な対応を可能とするため、光ファイバなどを用いた情報通信機能を整備するとともに高度情報機器を配備し、防災機関、沿川自治体等との双方向の情報交換も含めた情報収集提供体制の充実を図る。

表-2-2-10 広域防災対策に係る主要な河川工事の種類、施行の場所、設置される河川管理施設等

工事の種類	施行の場所	設置される河川管理施設等		摘 要
			機能の概要	
地域防災活動拠点整備 ・河川防災ステーション ・水防拠点	昭島市田中町等 6箇所 羽村市羽中等 15箇所	水防作業ヤード、 備蓄資材、 水防センター、 車両交換場所、 ヘリポート 等	洪水、震災時における災害対策支援	施行の場所、設置される河川管理施設等については、地域住民、自治体等と調整を図る。
樹林帯整備	日野橋から上流の区間	樹林帯	堤防破堤時の洪水氾濫流の抑制	
緊急用河川敷道路整備	大田区羽田～昭島市拝島町 (左岸1.5k～46.3k) 川崎市殿町～八王子市平町 (右岸0.1k～46.2k)	緊急用河川敷道路 (一部完成)	震災発生時の緊急輸送路確保	
緊急用船着場整備	川崎市	緊急用船着場	震災発生時の緊急輸送路確保	施行の場所の詳細は今後検討
情報通信機能整備	大田区羽田～青梅市青梅 (左岸1.8k～61.8k) 川崎市殿町～青梅市畑中 (右岸0.1k～61.8k)	光ファイバ、 情報コンセント 等 (概ね1km間隔で設置)	災害情報等の送受信体制確保	一部既設
第二種側帯整備	直轄管理区間 (多摩川及び大栗川) ただし、高規格堤防整備完了区間を除く	第二種側帯	洪水発生時等における資材確保等	必要に応じ整備を実施

(平成12年度末見込み)

(2) 浅 川

①河道断面の確保対策

戦後最大規模（整備計画目標流量規模）の洪水を安全に流下させるため、石田床固や長沼床固等の河川管理施設の改築・撤去、及び長沼床固上流部等での河道掘削を行う。また、流域の地層は上総層群の分布により、河道においていわゆる土丹の露出している箇所が見られるため、これを考慮した河床変動調査による将来河床の予測や侵食、剥離、水跳ね等を考慮した河床安定対策等を検討し、適切な対処を行う。

堤防の必要な幅や高さが不足している日野市新井地先等の区間においては、河川管理施設等構造令等を踏まえて築堤を実施するとともに、築堤に伴って改築が必要な樋門については、施設管理者と協議の上、新設、改築又は撤去する。

洪水を安全に流下させる観点から著しく治水上の支障となる橋梁や老朽化等により施設の安全性が確保できない樋門等については、施設管理者に対し適切な対処を行うよう指導する。

表-2-2-11 河道断面の確保・施設対策に係る主要な河川工事の種類、
施行の場所、設置される河川管理施設等の機能等

工事の種類	施行の場所	設置（改築、撤去）される 河川管理施設等		摘 要
		河川管理施設等	機能の概要	
床止対策	表2-2-12参照	床止 (撤去等含む)	河床の安定	
河道掘削	表2-2-12参照		河道断面の確保	
築堤	表2-2-13参照	堤防	河道断面の確保	
樋門対策	表2-2-14参照	樋門 (撤去等含む)	—	

※今後の災害の発生や調査結果及び施設管理者との協議等により、新たに河川工事が必要となる場合がある

表-2-2-12 床止対策・河道掘削（河道断面の確保・施設対策）に係る施行の場所

施行の場所（床止対策）		床止名	摘 要
・日野市落川	0.0k	百草床固	改築
・八王子市長沼町	7.0k	長沼床固	改築
・八王子市長沼町	7.2k	湯殿川床固	新築
・八王子市北野町	8.1k	西平山床固	改築
・八王子市北野町	8.4k	山田川床固	新築
・日野市新井	0.4k	新井床固	撤去
・日野市石田	0.8k	石田床固	撤去
施行の場所（河道掘削）		区 間	
・日野市落川～新井		0.0k～1.7k	
・八王子市長沼町～大和田町		7.0k～8.2k	

表-2-2-13 築堤（河道断面の確保・施設対策）に係る施行の場所

施行の場所（築堤）		摘 要
○右 岸 ・日野市新井～高幡 ・日野市南平 ・日野市南平～平山 ・八王子市長沼町 ・八王子市長沼町～北野町 ・八王子市明神町 ・八王子市元横山町～元本郷町	(区間)	
	1. 4k～ 2. 2k	一部完成
	3. 7k～ 3. 9k	
	4. 3k～ 5. 9k	一部完成
	7. 1k～ 7. 2k	
	7. 9k～ 8. 6k	一部完成
	9. 1k～ 9. 8k	一部完成
○左 岸 ・日野市上田 ・日野市豊田 ・日野市東平山 ・日野市西平山 ・日野市西平山 ・八王子市北野町 ・八王子市大和田町 ・八王子市暁町～中野上町	10. 3k～13. 0k	
	2. 4k～ 2. 6k	
	4. 2k～ 4. 7k	
	5. 4k～ 5. 5k	無堤区間
	6. 0k～ 6. 1k	無堤区間
	7. 3k～ 7. 4k	無堤区間
	8. 0k～ 8. 1k	無堤区間
	9. 3k～10. 2k	一部完成
	10. 7k～13. 0k	一部完成

表-2-2-14 樋門対策（河道断面の確保・施設対策）に係る施行の場所

施行の場所（樋門対策）		樋管名	樋管の管理者
・日野市東平山	5. 4k左岸	新設	日野市
・日野市西平山	6. 1k左岸	新設	〃
・日野市西平山	7. 4k左岸	上村用水樋管（撤去）	〃
・八王子市北野町	8. 0k左岸	川北用水樋管（改築）	〃

②堤防等の安全性向上対策

高速流の発生により低水部の洗掘のおそれがある日野市石田地先等において、水衝部洗堀対策として強固な低水護岸等の対策を行う。また、築堤に伴い、日野市高幡地先等の区間において高水護岸の整備を行う。

なお、堤防等の安全性向上にあたっては、全川にわたり、必要性・緊急性・利用面・景観及び環境面等を総合的に判断して必要な堤防強化対策を行う。

さらに、湯殿川合流点上流の特殊防御区間については、特に洪水時の堤防の安全性の確保が十分ではない箇所において、河川敷造成等必要な対策を行う。

表-2-2-15 堤防等の安全性向上対策に係る主要な河川工事の種類、
施行の場所、設置される河川管理施設等

工事の種類	施行の場所	設置（改築）される		摘 要
		河川管理施設	機能の概要	
堤防強化対策	直轄管理区間（必要に応じ対策）	高水護岸、 緩傾斜堤 等	堤防防護	
高水護岸整備	表2-2-16参照	高水護岸 等	堤防防護	
水衝部対策	湯殿川合流部下流（表2-2-16参照）	低水護岸、 根固 等	河岸洗掘 防止	
	湯殿川合流部上流（表2-2-16参照） 【特殊防護区間】	低水護岸、根固 河川敷造成 等		

※今後の災害の発生や調査結果等により、新たに河川工事が必要となる場合がある

表-2-2-16 高水護岸整備、水衝部対策（堤防等の安全性向上対策）に係る施行の場所

施行の場所（高水護岸整備）		摘 要
○右 岸	(区 間)	一部完成
・日野市新井～高幡 ・日野市南平 ・日野市南平～平山 ・八王子市長沼町 ・八王子市明神町 ・八王子市元横山町～元本郷町	1.4k～ 2.2k 3.7k～ 3.9k 4.3k～ 5.2k 7.1k～ 7.2k 9.1k～ 9.8k 10.3k～13.0k	
○左 岸	(区 間)	無堤区間 無堤区間 無堤区間 無堤区間 一部完成, 既存改築
・日野市豊田 ・日野市東平山 ・日野市西平山 ・日野市西平山 ・八王子市北野町 ・八王子市大和田町 ・八王子市暁町～中野上町	4.2k～ 4.7k 5.4k～ 5.5k 6.0k～ 6.1k 7.3k～ 7.4k 8.0k～ 8.1k 9.3k～10.2k 10.7k～12.2k	
施行の場所（水衝部対策；湯殿川合流部下流区間）		摘 要
○右 岸	(区 間)	一部完成
・日野市石田～上田 ・日野市川辺堀之内～豊田 ・日野市東平山～八王子市長沼町	0.8k～ 2.6k 2.9k～ 4.6k 5.3k～ 7.2k	
○左 岸	(区 間)	一部完成
・日野市石田～新井 ・日野市上田～東豊田 ・日野市豊田 ・日野市東平山～西平山 ・日野市西平山	0.4k～ 1.6k 2.5k～ 3.9k 4.6k～ 5.3k 5.8k～ 6.1k 6.9k～ 7.4k	
施行の場所（水衝部対策；湯殿川合流部上流区間【特殊防護区間】）		摘 要
○右 岸	(区 間)	一部完成
・八王子市長沼町～明神町 ・八王子市元横山町 ・八王子市元横山町～元本郷町	7.2k～10.0k 10.4k～10.8k 11.2k～12.4k	
○左 岸	(区 間)	
・八王子市長沼町 ・八王子市北野町 ・八王子市大和田町～中野上町 ・八王子市中野上町	7.4k～ 7.6k 7.9k～ 8.1k 9.6k～11.5k 12.2k～12.4k	

③総合的な治水対策

急勾配で洪水が一気に流下するうえ、市街地が中・下流域に集中している浅川流域の特性に鑑み、上流域の開発に伴う土砂等の流出抑制対策や、雨水の保水・遊水機能の保全・改善対策の支援、土地利用の適正化誘導を行う。また、中・下流域においては、住まい方の工夫等、破堤・越水による被害を最小限にする対策、及び洪水到達時間が早いことを念頭に置いた警戒避難体制や情報伝達の充実等を関係機関や地域住民等と連携して行う。

④広域防災対策

浅川流域でも本川流域同様、人口、資産等の集積が進んでいるために、ひとたび洪水等により破堤した場合には、甚大な被害が想定されるとともに、流域全体が「南関東地域直下の地震により著しい被害を生じるおそれのある地域」に指定されており、大規模地震による河川管理施設や流域市街地の被災が想定される。このため、洪水時には氾濫被害を最小限に抑える活動拠点となり、震災時には被害の円滑な復旧・復興の支援拠点となる地域防災活動拠点（水防拠点及び河川防災ステーション）を関係自治体と連携して整備を推進する。

また、緊急車両が堤防上を往来可能とするための車両交換場所等の整備を推進するとともに、越水による洗堀の防止や氾濫流による破堤部の拡大防止など減災対策として、樹林帯を整備する。

さらに、河川情報を瞬時に把握し、防災活動の初期からの確かつ迅速な対応を可能とするため、光ファイバなどを用いた情報通信機能を整備するとともに高度情報機器を配備し、情報収集提供体制の充実を図る。

表-2-2-17 広域防災対策に係る主要な河川工事の種類、施行の場所、設置される河川管理施設等

工事の種類	施行の場所	設置（改築）される河川管理施設		摘 要
			機能の概要	
地域防災活動 拠点整備 ・水防拠点	日野市東豊田 等2箇所	水防作業ヤード、 資機材備蓄、 車両交換場所 等	洪水時における 災害対策支援	施行の場所、設置される河川管理施設等については、地域住民、自治体等と調整を図る。
樹林帯整備	直轄管理区間	樹林帯	堤防破堤時の洪水氾濫流の抑制	一部既設
情報通信機能 整備		光ファイバ 情報コンセント 等 (概ね1km間隔で 設置)	災害情報等の送 受信体制確保	
第二種側帯整備		第二種側帯	洪水発生時等における資材確保等	

第2項 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の確保に関する事項

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、多摩川の流量の挙動や本支川浄化機能の総合的評価、面源負荷状態の挙動、地下水状態の挙動、雨水状態、有害化学物質・病原性微生物の実態、生物の生息・生育等の状況、下水道処理水の流下状態の挙動等について関係機関等と一体となって調査・研究を行う。その結果を踏まえ、多摩川の水流として有すべき水量とその変動及び水質などを明らかにし、流域自治体、関係機関及び地域住民と連携を図りながら目標値の決定を行うとともに、河川整備計画の見直しを行って必要な施策を講じる。

また、河川水の適正な利用を図るための技術・システムの研究・開発を行うとともに、水源の手当についても必要な調査を行うほか、異常渇水時や河川とのふれあい時も含めた河川水の利用価値や平常時の環境用水及び危機時の防災用水としての河川水の存在価値など水に関する経済的検討を含めた調査を行う。

さらに、諸外国の流域における水循環系の管理実態を参考としつつ、健全な水循環系の実現に向けた統合的流水管理対策を立案し適切な施策を講じる。また、これにかかわる産・官・学・民の取組に対して積極的な支援を行う。

多摩川は、都市化に伴う水問題に直面する諸外国への貴重な教訓がたくさんあることから、多摩川での水循環系の実態や各種の研究成果を世界に伝えていく。

第3項 河川環境の整備に関する事項

河川環境の整備に関しては、河川水辺の国勢調査等、継続的な環境モニタリングを実施し、生態系等の自然の営みについて知識を深め、新しい知見を踏まえながら、整備内容を見直しつつ対策を実施する。

また、「多摩川流域リバーミュージアム」の実現に向けて、自治体、市民団体等と連携し、川の一里塚等の人と川のふれあい関連施設、市民活動拠点及び情報伝達体制の整備を行うとともに、自然学習や文化芸術活動等の支援、並びに自然、歴史・文化及び防災等の情報の収集・提供を可能とするシステムの構築を行う。

(1) 生態系保全回復関連対策

多摩川らしい豊かな自然環境を保全・回復するため、河道内においては多自然型川づくりを推進する。このため、ワンド等の整備や生物の生息・繁殖地となる瀬と淵及び河原などの確保に努める。また、魚類等の生息環境の連続性を確保するため、堰等において魚道の設置を行う。

さらに、ランド等が連続する人工系空間においては利用区域の境界部等にその場の潜在能力に対応した樹木や草木を植栽した連続的な緑地帯を創出し、生態系の回復を図る河川敷生態系回廊（以下、「リバービオコリドー」という。）の整備を占有者と一体となって実施する。

加えて、生態系保持空間においては、必要に応じ河川生態学術研究地区（福生市永田地先）のように、本来の生態系の回復に向けた対策を行う。

河川は流域の中で多様な生物を育む基軸を構成していることから、流域の森林田畑や「水と緑のネットワーク」等と有機的に結ぶビオトープネットワーク形成の支援を図ることによって、流域の生物多様性の回復を図る。その対策にあたっては、地域住民、関係自治体及び関連機関等と連携して行う。

表-2-2-18 生態系保全回復関連対策に係る主要な河川管理施設等の配置の基本的な考え方

設置される河川管理施設等	配置の基本的な考え方
ワンド	・自然環境の良好な保全・回復が可能な箇所 ・治水上問題のない箇所 ・長期間保存可能な箇所
リバービオコリドー	・グラウンド等が連続する人工系空間において利用区域の空隙部分
魚道	・魚類の遡上・降下の障害となる堰、護床工等設置箇所及び支川や水路と本川との合流箇所等

表-2-2-19 生態系保全回復関連対策に係る主要な河川工事の種類、施行の場所、設置される河川管理施設等

河川工事の種類	施行の場所	設置される河川管理施設等		摘 要
		施設等	機能の概要	
ワンドの整備	直轄管理区間	ワンド	生物の生息環境の確保	実施主体及び施行の詳細な場所については、地域住民、自治体等と調整を図る
リバービオコリドーの整備		リバービオコリドー		
魚道の整備	川崎市中原区上丸子天神町（13.2k）	魚道	生物の生息環境の連続性の確保	平成13年度末完成予定
	調布取水堰（施設管理者：東京都水道局）			
	府中市是政（32.4k）			
	大丸用水堰（施設管理者：大丸用水土地改良区）			
	日野市栄町（41.4k）			
	JR中央線護床工（施設管理者：東日本旅客鉄道株式会社）			
	八王子市小宮町（44.8k）			
	JR八高線護床工（施設管理者：東日本旅客鉄道株式会社）			
	（左岸）昭島市大神町（45.2k） （右岸）八王子市平町（45.2k）			
	日野用水堰（施設管理者：日野用水組合）			
	羽村市羽東（53.8k）			
	羽村取水堰（施設管理者：東京都水道局）			
	奥多摩町棚沢（79.0k）			
	白丸ダム（施設管理者：東京都交通局）			
直轄管理区間のうち、環境モニタリング調査による機能評価及び堰、護床工等の改築等により魚道の対応（新設・改築）が必要とされる箇所				実施主体及び施行の場所については、必要性を今後検討の上決定

(2) 水環境関連対策

水環境関連対策については、多摩川が有すべき水量とその変動及び水質等の水流の実態を把握するよう努める一方、人と川がふれあえる多摩川を目指して、必要に応じ河川浄化施設や底泥浚渫等の水質改善対策及び水量確保対策を実施し、良好な水量とその変動及び水質（底質を含む）の実現を目指す。

また、内分泌攪乱化学物質やダイオキシン類等の人体及び生物に影響をおよぼす化学物質や病原性微生物等についても関係機関と連携して調査・研究を推進し、必要な対策を実施する。

さらに、東京湾の汚濁対策として関係機関と協力し東京湾への流入負荷量の削減を図る。

(3) 人と川のふれあい関連対策

多摩川を訪れる人々の、水辺への経路を確保するため、「岸辺の散策路」を整備するとともに、約2km間隔で堤防上に緑陰や水洗トイレ等を有した平場を設け「川の一里塚」として整備を行う。

「川の一里塚」については、平常時には来訪者の憩いの場として人と川のふれあい増進に資するだけでなく、洪水発生時などの緊急時には水防資材や関連機材の確保の場として利用する。

また、「岸辺の散策路」や「川の一里塚」等を「水と緑のネットワーク」として位置づけ、流域内の公園・寺社等の緑地や水路等と有機的に結びつけることにより、中・下流域の都市部における自然豊かな環境と人のふれあいを増進する。

さらに、川によって隔てられた兩岸を結び地域の交流に資するとともに、震災時の通行機能を確保する「渡し」の復活を支援する。

加えて、地元自治体等からの桜つつみの整備に関する要望に対しては、堤防の強化及び第二種・三種側帯整備とあわせて、良好な水辺環境の創出の観点から対処する。

流域の都市化の進展等に伴い、多摩川は都市に残された貴重な散策、レクリエーションなどの場となっており、流域の内外を問わず多くの人々に利用されている。首都圏に残された広大な水と緑の空間である多摩川に対する利用者のより一層の利便性を向上させるために、河道外において河川利用者用の駐車場（以下、河道外駐車場という。）の確保に努める。

また、多摩川の自然環境や水辺を地域の子供たちや人々の遊びや自然学習の場として活用できるよう、極力自然を生かした水辺の整備を行うとともに、「水辺再発見プロジェクト」等の啓発活動をはじめとして、ふれあい増進に関わる市民活動の支援を行う。

表-2-2-20 人と川のふれあい関連対策に係る主要な河川管理施設等の配置の基本的な考え方

設置される河川管理施設等	配置の基本的な考え方
岸辺の散策路	・河岸沿いに配置を基本とする ・本川及び浅川の各左右岸に配置する ・流入水路、水衝部、地形等の治水上制約のある区間や、生態系保持空間は原則として除外する。
緑陰・川の一里塚	・本川及び浅川の兩岸の堤防沿いに設置を基本とする ・2kmに1箇所整備を基本とする
渡し場	・昔の渡し場を候補地とする。
水辺の楽校	・小中学校等が近接する場所 ・自然環境が比較的良好な箇所 ・各区市に1箇所程度に配置を基本とする

表-2-2-21 人と川のふれあい関連対策に係る主要な河川工事の種類、施行の場所、設置される河川管理施設等

河川工事の種類	施行の場所	設置される河川管理施設等		摘 要
			機能の概要	
岸辺の散策路整備	直轄管理区間内	岸辺の散策路 約46km、33区間	水空間の確保	実施主体及び施行の詳細な場所については、地域住民、自治体等と調整を図る
緑陰整備		緑陰 計71箇所	親水空間の確保	
川の一里塚整備		川の一里塚、 計54箇所	親水空間の確保	
渡し復活支援対策		渡し場 候補地35箇所のうち 数箇所	対岸との交流基盤の確保	
水辺の楽校基盤整備		水辺の楽校 計16箇所	親水空間の確保	

(4) 福祉関連対策

少子高齢化社会の到来を踏まえ、利用者、福祉関係機関、地元自治体等と連携調整を図りながら多摩川の諸施設に係る点検や利用実態モニタリングを行い、利用ニーズと合致したバリアフリー化を推進する。

特に、高齢者、障害者や車椅子利用者などが容易に川に近づけるよう緩傾斜坂路（スロープ）の整備を行うとともに、多摩川を訪れる全ての利用者が容易に利用できる構造の水洗トイレの整備や、河道外駐車場において高齢者、障害者等が優先して駐車できる区画を確保する。

表-2-2-22 福祉関連対策に係る主要な河川管理施設等の配置の基本的な考え方

設置（改築）される河川管理施設等	配置の基本的な考え方
水洗トイレ（障害者用を含む）	・本川及び浅川の両岸の堤防沿いに設置 ・2kmに1箇所整備を基本
緩傾斜坂路（スロープ）	・河川利用の多い箇所

表-2-2-23 福祉関連対策に係る主要な河川工事の種類、施行の場所、設置される河川管理施設等

河川工事の種類	施行の場所	設置される河川管理施設等		摘 要
			機能の概要	
水洗トイレ整備	直轄管理区間内	水洗トイレ （障害者用を含む） 計64箇所	利用者の福祉増進	実施主体及び施行の詳細な場所については、地域住民、関係福祉団体、自治体等と調整を図る
緩傾斜坂路整備		緩傾斜坂路（スロープ） 計84箇所		

(5) 歴史文化関連対策

多摩川や流域に関する歴史・文化等に関連する様々な情報の収集・提供を行うとともに、現地において多摩川への来訪者が容易に情報を得ることが出来るよう歴史や文化を解説した看板等の整備を行う。

あわせて、多摩川誌やその他の流域に関わる様々な文献情報などを集めた電子図書館の構築を進めるとともに、技術革新が著しい高度情報機器を媒体として積極的にこれらの情報の提供を行う。

第3節 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

河川の維持のうち、洪水、高潮等による災害の防止又は軽減にあたっては、国土保全管理情報を適確に収集する他、河道、河川敷、堤防及びその他の河川管理施設等を良好な状態に保ちその本来の機能が発揮されるよう、日頃からの河川巡視等やモニタリングにより異常の早期発見に努め機動的な維持管理を行うとともに、河川管理施設等の機能の維持更新を計画的に行う。また、河川管理施設については、操作規則、操作要領等に基づき適切な操作を行い、機能の維持に努める。一方、洪水、高潮等の発生により堤防等の河川管理施設が被災した場合には、二次災害を防止するため、応急的に機能回復を図り出水期終了後に速やかに本復旧を行うとともに、平常時においても、被害の軽減のため洪水、高潮体制の充実に努めるほか、関係自治体と連携してハザードマップの作成・頒布等の情報提供体制の充実に努める。

また、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持並びに河川環境の保全にあたっては、現況の流水機能の劣化防止や渇水調整体制の維持に努めるとともに、河川敷の公有化などによる河川の秩序ある利用形態、河川のもつ人と川との豊かなふれあい機能等を維持する。

さらに、これまでの歴史的背景を踏まえ、河川管理者、関係機関、自治体、学識経験者、自治会及び市民団体等が、各々の責務を認識し、有機的に連携を図りながらきめ細かな河川管理を目指す。なかでも、川に関するモニター（監視）、レンジャー（警備）、レスキュー（災害時の救出）機能を担うボランティアを実施する市民に対して、その活動を支援する制度などを充実し、「協働の維持管理」を推進する。

表-2-3-1 洪水、高潮等による災害の防止又は軽減に資する主な河川管理施設等

主な河川管理施設等		施行の場所	
堤 防		直轄管理区間内の堤防整備区間 (多摩川：約106.3km、浅川：約 25.7km、大栗川：約 1.7km)	
樋 管	多摩川	調布排水樋管	大田区田園調布(左岸13.2k)
		玉川排水樋管	世田谷区玉堤(左岸15.6k)
		草花第二排水樋管	羽村市羽中(右岸53.6k)
		草花排水樋管	羽村市羽中(右岸54.0k)
	大栗川	小河原排水樋管	多摩市関戸(左岸1.0k)
	浅 川	滝合排水樋管	日野市東平山(左岸5.4k)
		西長沼排水樋管	八王子市長沼町(右岸5.9k)
		大和田排水樋管	八王子市大和田町(左岸9.9k)
水 門	多摩川	羽田第一水門	大田区羽田(左岸1.8k)
		羽田第二水門	大田区羽田(左岸2.5k)
		六郷水門	大田区南六郷(右岸4.1k)
		三沢川水門	多摩区上布田(右岸25.7k)
堰	多摩川	二ヶ領宿河原堰	多摩区宿河原(22.4k)
観測システム	水位観測所	多摩川河口観測所(川崎市川崎区殿町)等 6箇所	
	低水観測所	石原観測所(調布市多摩川)等 6箇所	
	高水観測所	田園調布(下)観測所(大田区田園調布)等 7箇所	
	雨量観測所	田園調布出張所(大田区田園調布)等 10箇所	
	底質分析地点	大師橋(川崎市川崎区大師河原)等 8地点	
	水質自動監視計	二子橋(世田谷区玉川)等 6箇所	
	地震計	多摩出張所(稲城市大丸)等 5箇所 【他、予備3箇所】	
	地下水位計	狛江(狛江市猪方)等 5箇所	
緊急用船着場		幸町緊急船着場	川崎市幸区幸町(右岸6.4k)
		大田区緊急船着場	大田区多摩川(左岸8.4k)
緊急用河川敷道路		多摩川左岸延長 約15.4km、右岸延長約11.7km 総延長 約27.1km	
水防拠点		多摩市関戸(右岸34.1k)	
備蓄資材基地		田園調布出張所等 18箇所	

表-2-3-2 人と川のふれあいの確保に係る主要な河川管理施設等

主な河川管理施設等	施設の件数及び整備済み延長
川の一里塚	多摩川左岸 7箇所 右岸 1箇所 計 8箇所
岸辺の散策路	多摩川左岸 約23km 右岸 約 6 km 計約29km
水辺の楽校	多摩川左岸 1箇所
緩傾斜坂路(スロープ)	多摩川右岸 1箇所

※上記施設の維持管理については、関係自治体と調整を図り、適切な分担のもと行う。
(上記の施設は平成12年度迄に整備されているものである)

表-2-3-3 流水の正常な機能の維持及び河川環境の保全に係る主要な河川管理施設等

主な河川管理施設等	施行の場所	
魚 道	二ヶ領宿河原堰左右岸	多摩区宿河原 (22. 4k)
	二ヶ領上河原堰左右岸	多摩区上布田 (25. 8k)
	京王線護床工	多摩市関戸 (35. 1k)
	四谷本宿用水堰左岸	国立市泉町 (38. 2k)
	羽村床止第三	羽村市羽 (53. 3k)
	羽村床止第二	羽村市羽 (53. 4k)
浄化施設	野川浄化施設	狛江市野毛 (18. 2k)
	平瀬川浄化施設	川崎市高津区溝口 (18. 6k)
	根川浄化施設	日野市新井 (38. 4k)
	谷地川浄化施設	八王子市栄町 (k)

(H12年度時点)

第1項 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項

(1) 国土保全管理情報の収集・提供システム

河川の維持を適切に行うため、河川現況台帳の整備・保管や水理、水文、水質等の情報をはじめとして、土地利用や土砂の移動状況などの国土保全管理に関するデータの収集を行う。また、データの収集にあたっては、観測施設を適切に配置するとともに観測手法についても高度化を図る。

さらに、人工衛星によるモニタリング等、高度化する技術を活用しつつ、時代に応じた収集提供システムを早急に整え、地域住民にこれらの情報を提供する。

表-2-3-4 国土保全管理データ収集・提供に係る主要な施設一覧

観測システムの種類	施設名
【水位観測施設】 多摩川 6 箇所 大栗川 1 箇所 浅 川 2 箇所	多摩川河口、田園調布(下)、田園調布(上)、石原、日野橋、調布橋 報恩橋 高幡橋、浅川橋
【低水流量観測施設】 多摩川 3 箇所 大栗川 1 箇所 浅 川 2 箇所	石原、日野橋、調布橋 報恩橋 高幡橋、浅川橋
【高水流量観測施設】 多摩川 4 箇所 大栗川 1 箇所 浅 川 2 箇所	田園調布(下)、石原、日野橋、調布橋 報恩橋 高幡橋、浅川橋
【雨量観測所】 多摩川 6 箇所 大栗川 1 箇所 浅 川 2 箇所 秋 川 1 箇所	田園調布出張所、多摩出張所、日野橋観測所、多摩川上流出張所、 御岳観測所、小河内観測所 柚木観測所 美山観測所、高尾観測所 桧原観測所
【底質分析地点】 多摩川 6 地点 大栗川 1 地点 浅 川 1 地点	大師橋、調布堰、兵庫島、多摩川原橋、関戸橋、拝島橋 報恩橋 高幡橋
【水質自動監視計】 多摩川 5 箇所 浅 川 1 箇所	六郷橋、石原、二子橋、日野橋、拝島橋 高幡橋
【国土交通省設置地震計】 5 箇所(予備 3 箇所)	六郷橋、新二子橋、多摩出張所、相武国道工事事務所、多摩川上流出張所(京浜工事事務所、鳥山、御殿場)
【地下水位計】 5 箇所	多摩高校、狛江、多摩川小学校、潤徳小学校、南富士見小学校
【河川情報収集・提供システム】	京浜工事事務所、田園調布出張所、多摩出張所、多摩川上流出張所

※上記の観測所は平成12年度迄に整備されている施設でありその後整備される施設については、随時追加する。

(2) 河川の形状機能

河川監理員等により、河川区域、河川保全区域、河川予定地及び高規格堤防特別区域における行為の状況等について、日々の巡視を行い状況把握をするとともに適宜モニタリングを実施する。また、河川パトロールカーや河川巡視用バイク等の巡視用機材についても適切な管理を施す。なお、河川巡視にあたっては、河川監理員の補助を的確に行う資質を有する河

川巡視員の確保に努める。

洪水発生等により河道内に堆積した土砂については、モニタリングの結果等により洪水の安全な流下に支障となる場合に瀬・淵など環境上の影響にも配慮して適正に掘削、浚渫を行う。また、河道内の樹木については、その繁茂が洪水の安全な流下の支障となる場合においては、周辺の植生や生物の生息、生育環境に十分配慮した上で伐採を行う。河床が安定していることから、河床の異常な低下を防止し環境を保全するため砂利採取規制を全川で継続する。

(3) 河川管理施設の機能

堤防や水門等の河川管理施設については、洪水（内水を含む）及び高潮に対する所要の機能が発揮されるよう維持修繕及び補修を行うと共に、他の工作物の管理についても審査・指導を適切に行う。さらに、堤防等の除草については、堤体の機能の維持等の観点から適宜作業を行う。洪水、高潮及び地震等による災害に伴う河川管理施設の被害については適宜、復旧対策を行うとともに、災害後の適切なモニタリングを実施し必要に応じ河岸維持管理法線の見直し等を行う。

加えて、旧来から受け継がれてきた伝統的河川工法により設置された河川管理施設については、必要性をその都度、吟味した上で適切に保全を行う。

河川管理施設の効果が最大限に発揮されるよう水位、流量、雨量等を確実に把握するとともに、的確かつ迅速に、操作規則・操作要領に定められた方法に基づく適切な操作を行い、河川巡視による適切な操作の確認を実施する。他の工作物についても適切な操作を行うよう審査・指導を行う。

また、施設操作にあたっては、的確に行う資質を有する操作員の確保に努めるとともに、その技能の保持向上を図る。

さらに、情報機器の発達に伴って遠隔操作システムを補完的に整備する。

表-2-3-5 河川管理施設の操作に係る主要な河川管理施設一覧

操作に係る河川管理施設の種類		施設の名称
堰	多摩川	二ヶ領宿河原堰
水 門	多摩川	三沢川水門、六郷水門、羽田第二水門、羽田第一水門
樋 管	多摩川	草花排水樋管、草花第二排水樋管、玉川排水樋管、調布排水樋管
	大栗川	小河原排水樋管
	浅 川	大和田排水樋管、西長沼排水樋管、滝合排水樋管

(平成12年度)

表-2-3-6 主要な河川管理施設の操作の概要

河川管理施設名	施設操作の操作基準
二ヶ領宿河原堰 (多摩川)	(平常時) AP. +19.10m～19.40mの水位に確保する (出水時) ゲートの引き上げ及び転倒の操作を行う

表-2-3-7 多摩川における伝統工法施設一覧

	対象施設
伝統工法の種類	石だし：2箇所、石張り：1箇所、杭出し水制：6箇所、水制：2箇所 牛枠：2箇所、板柵：2箇所、杭打型枠・連石：1箇所、聖牛：5箇所 かすみ堤：2箇所

伝統工法施設の保全にかかる施行の場所は保全候補箇所、当該伝統工法の歴史的価値等を勘案の上決定。

(4) 洪水・高潮対策の体制

破堤等を未然に防止し河川管理施設の機能の維持に資するため、重要な水防必要箇所を定め、その箇所を水防管理者に周知し、毎年出水期前に合同巡視及び水防訓練等を実施するなど水防管理者と連携を図り、洪水・高潮対策の強化を行う（表-2-3-9、表-2-3-10）。さらに、出水時には、洪水予報を気象庁と共同で発表するとともに、水防活動が必要と判断した場合には、基準水位観測所ごとに的確な水防警報を発令し、水防活動の実施を指示する（表-2-3-8）。

表-2-3-8 基準水位観測所及び洪水予警報区一覧

河川	基準水位観測所	・洪水予報区 ・水防警報区
多摩川	多摩川河口 (0.1k) 川崎市川崎区殿町	・洪水 (左岸) 対象区なし (右岸) 対象区なし ・水防 (左岸) 自 河口 至 大田区東六郷 (右岸) 自 河口 至 川崎市川崎区旭町
	田園調布(上) (13.4k) 大田区田園調布	・洪水 (左岸) 自 大田区東六郷 至 世田谷区喜多見 (右岸) 自 川崎市川崎区本町 至 川崎市多摩区堰 ・水防 (左岸) 同上 (右岸) 同上
	石原 (27.7k) 調布市多摩川	・洪水 (左岸) 自 狛江市駒井町 至 府中市四ッ谷 (右岸) 自 川崎市多摩区宿河原 至 多摩市一の宮 ・水防 (左岸) 同上 (右岸) 同上
	日野橋 (39.8k) 日野市日野	・洪水 (左岸) 対象区なし (右岸) 対象区なし ・水防 (左岸) 自 国立市三屋上 至 昭島市縄島 (右岸) 自 日野市落川 至 八王子市高月町
	調布橋 (59.6k) 青梅市長淵	・洪水 (左岸) 自 福生市福生 至 青梅市青梅 (右岸) 自 あきる野市小川 至 青梅市畑中 ・水防 (左岸) 同上 (右岸) 同上
浅川	浅川橋 (11.4k) 八王子市大横町	・洪水 (左岸) 対象区なし (右岸) 対象区なし ・水防 (左岸) 自 日野市石田 至 八王子市中野上町 (右岸) 自 日野市落合 至 八王子市元本郷町

(平成12年度時点)

表-2-3-9 洪水・高潮対策に係る施設一覧

河川の維持の種類	施設名
水防拠点 (資器材置場、土砂置場等)	・関戸
備蓄資材基地	・南六郷、田園調布出張所、溝の口、染地、小柳町6丁目、常久、多摩出張所、大丸、是政、関戸3丁目、高月、多摩川上流出出張所、石田、万願寺、川辺堀之内、東豊田1丁目、長沼、北野町

※上記の施設は平成12年度迄に整備されているものであり、その後整備される施設については、随時追加する。

表-2-3-10 災害対策関連機材一覧

災害対策関連機材
災害対策車、通信車、排水ポンプ車、照明車、河川管理船、水面清掃船、浚渫船 等

※上記の施設は平成12年度迄に整備されているものであり、その後整備される機材については、随時追加する。

(5) 広域防災機能

河川敷の避難空間としての機能を維持するとともに、広域防災対策として整備する地域防災活動拠点（水防拠点及び河川防災ステーション）、樹林帯、緊急用河川敷道路、緊急用船着場等を平常時から関係自治体と連携し適正な維持管理を行う（表-2-3-11）。

また、災害時の緊急用船着場への航路確保のため、河口から多摩川大橋の区間については、災害復旧に用いる船舶の規模にあわせ現状の河床形状を勘案し、必要な航路幅と維持管理河床高を適正に維持管理する。

さらに、地震発生後の防災用水として、関係機関と連携し、多摩川の河川水の有効活用に努める。

なお、関係機関と連携して防災救命技術・システムの開発、普及に向けた支援対策を行うとともに、災害時に個人や地域の団体が自ら判断して互いに協力し活動できる自助互助システムの構築支援を図る。

表-2-3-11 危機管理対策に係る主要な施設一覧

施設の種類	施設名及び整備延長
緊急用船着場	幸町緊急船着場、大田区緊急船着場
緊急用河川敷道路	・多摩川左岸延長 約15km、右岸延長 約12km ・総延長 計 約27km

※上記施設の維持管理については、関係自治体と調整を図り、適切な分担のもと行う。
（上記の施設は平成12年度迄に整備されているものである）

(6) 情報システム

所管専用通信網及び光ファイバネットワーク等を用いた情報通信機能を活用し、的確な水防、警戒避難及び復旧に資するため災害時の即時対応システムを構築し、維持更新していく。なお、情報管渠等を通信事業者等に開放し、情報通信網の基盤整備に貢献する。また、インターネット等を積極的に活用した多言語による防災情報提供システムを構築し、より多くの地域住民へ情報伝達を行う。さらに、関係機関や地域住民等に対して行われる災害時の避難方策等の防災教育を支援する。

第2項 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持、並びに河川環境の保全に関する事項

(1) 流水機能

流水機能については、現況の流水機能の劣化を防ぐために河川管理施設だけでなく他の工作物等も含めた既存の施設等を積極的に活用して適切な水量と水質（底質を含む）の確保とその維持保全を目指す。

また、水質汚濁の改善のため、河川浄化施設の機能の維持に努め、必要に応じ施設更新を図っていく（表-2-3-12）。一方、水質事故等の緊急時に迅速に対処するため、水質自動監視装置の増設や平常時の河川巡視員による日々の監視の徹底に努めるとともに、万一の油流出

等の水質異常発生時には、「関東地方水質汚濁対策連絡協議会」に参加する都県、政令市等の関係機関と連携し、被害の拡大防止に努める。

さらに、水生生物の生息・繁殖環境の保全のため、水の流れ等の連続性を保つよう河川管理施設等の適切な維持管理に努めるとともに、他の工作物に関する河川法の許認可にあたっては、水の流れの連続性の確保について指導する。

表-2-3-12 河川浄化施設一覧

	施設名
河川浄化施設	野川浄化施設、平瀬川浄化施設、根川浄化施設、谷地川浄化施設

※上記の施設は平成12年度迄に整備されているものであり、その後整備される施設については、随時追加する。

(2) 渇水調整体制

河川流量が減少し渇水対策が必要となった場合の情報提供や情報伝達等について、関係機関や水利使用者等と連携して体制を構築し、被害の軽減に努める。

このため、平常時から河川管理者及び水利使用者等との間において、情報、意見交換を定期的に行うために設置された「多摩川水系利水関係者連絡会」を活用し、適切な低水管理及び円滑な水利使用について対処していく。

また、渇水に強い社会をつくるため、水を大切にする節水型社会や水資源有効活用型社会に向けて関係機関等と一体となって取り組む。

(3) 秩序ある利用形態

河川法に基づく占用許可に関しては、河川利用を計画的に行うために8つの機能空間の内容と性格を遵守し、施設管理者及び占用者に対して許認可時に適切な指導を行う。人工系空間の占用許可に際しては、多摩川の自然環境に配慮した秩序ある利用を図っていくため、下記の4つの原則に従った審査・指導を行う（表-2-3-13）。一方、自然系空間及び河岸維持管理法線より滞筋側の空間においては、河川法に基づき車両等の乗り入れを禁止若しくは大幅な制限措置を講ずるとともに、生態系保持空間においては、植生等の保全や学術研究目的等以外での人の出入りを規制する等の管理方針に基づき的確な利用に供するよう指導する（表-2-3-14）。

また、自然系空間及び河岸維持管理法線より滞筋側の空間において占用許可し利用させる場合は、各占用者に対し自然環境への配慮を義務付けるとともに、状況に応じて代償措置や動植物の保全対策の条件を付す。

表-2-3-13 人工系空間の占用許可に係る4つの原則

1. 万人が使える日が適切にあること
2. 裸地化を極力さけること
3. 生態系及び水質への悪影響が懸念される化学物質等は極力使用しないこと
4. 多くの市民の要望を受けていること

表-2-3-14 自然系空間における管理方針

機能空間区分		人の出入り	車両の出入り
自然系空間	生態系保持空間	原則禁止 学術研究目的等は可	原則禁止 学術研究目的等は可
	情操空間	自由使用	原則禁止 学術研究目的等は可
	文教空間、 自然レク空間	自由使用	原則禁止
	河岸維持管理法線より 滯筋側の空間	自由使用	原則禁止

注1：「自由使用」とは、人の出入りは自由であるが、みだりに排他独占的な使用や破壊・損傷行為等をしてはならないことの意味である。

注2：「原則禁止」とは、河川法に基づく乗り入れ規制及び車止め等の物理的規制など、現行法制上で河川管理者がとりうる措置の実施を指す。

不法占用・不法行為については、洪水を安全に流下させる上での阻害となるなど防災上の観点も踏まえ関係機関と協力しつつ早期の是正に努める。また、水面の利用に当たっては、秩序ある利用を維持していくため、利用標識板の設置を含めた水面利用の調整を図るとともに、秩序ある水面利用の支障となる不法放置船舶等に対する対策を自治体、関係機関等と連携して推進する。

さらに、河川敷での野宿生活者（ホームレス）の増加に対しては、中央省庁、関係自治体が一体となって設立した「ホームレス問題連絡会議」での動向を踏まえながら、関係機関と協力し適切に対処していく。

加えて、首都圏に残された広大な水と緑の空間である多摩川を利用する人々の増加に伴い水難事故が多発していることに対処するため、河川管理者並びに、沿川自治体、警察署、消防署等からなる「多摩川水難事故防止協議会」を設置運営し、防止に努める。

(4) 河川美化体制

河川美化のため、河川愛護月間やクリーン作戦等の河川美化活動を通してゴミの持ち帰りやマナー向上の啓発を行うとともに、ボランティアを活用した監視制度や反則金制度の導入、及び不法投棄を発見した場合の円滑な現状回復方策など不法投棄の未然防止のために関係自治体と連携して対策を検討していく。

近年河川敷における仮設小屋の設置や廃棄物の放置等が増えつつあり、流域住民からは、河川景観上、また衛生上の観点からその対策を求められているため、適切に対処していく。

(5) 人と川のふれあい機能

多摩川を利用する人々が快適に河川を利用できるよう設置された「岸辺の散策路」、「川の一里塚」等をその機能が確保されるよう、自治体、市民団体等と連携し、適正に維持管理を行う（表-2-3-15）。また、利用者施設標示にユニバーサルデザインを導入し、万人に利用しやすい多摩川ふれあい関連施設となるよう配慮する。さらに、子供たちだけでなく地域の人々の多摩川の自然環境や水辺を利用した総合学習の支援を行うため、自然を生かした水辺や施設の維持・保全に努める。

河川におけるふれあい活動を阻害している要因を除去するため、市民ボランティアによる河川利用者への助言・注意等を含めた方策について検討を行う。

表-2-3-15 利用者支援に係る施設一覧

施設名	施設の件数及び整備済み延長
川の一里塚	・多摩川左岸 7箇所 右岸 1箇所 計 8箇所
岸辺の散策路	・多摩川左岸 約23km 右岸 約 6 km 計 約29km
水辺の楽校	・多摩川左岸 1箇所

※上記施設の維持管理については、関係自治体と調整を図り、適切な分担のもと行う。

(上記の施設は平成12年度迄に整備されているものである)

(6) 福祉関連施設の機能

高齢者・障害者や車椅子利用者などが容易に川に近づけるよう整備した緩傾斜坂路（スロープ）や水洗トイレなどの諸施設について、その機能を確保するため、適切な維持管理を図る（表-2-3-16）。また、河道外駐車場に設置した高齢者、障害者等が優先して駐車できる区画の確保がなされるよう関係機関や市民ボランティア等と連携して対処する。

表-2-3-16 福祉関連施設等維持保全に係る施設一覧

施設名	施設の件数
緩傾斜坂路（スロープ）	・多摩川 右岸1箇所

※上記施設の維持管理については、関係自治体と調整を図り、適切な分担のもと行う。

(上記の施設は平成12年度迄に整備されているものである)

(7) 河川環境モニター機能

環境モニタリングについては、これまでも「河川水辺の国勢調査」等により実施してきたが、今後も更なる調査の実施を行う。特に、これまで調査実績が少ない内分泌攪乱化学物質等に対して、モニタリング手法などの検討を行い、環境データの収集に努める。また、洪水発生後において、カワラノギクなどの貴重種を含めた自然環境の変化を把握するため、河川環境カルテによる点検を実施する。

さらに、既存の河川管理施設、許可工作物に関して環境面から点検を実施し、生物の生息・生育環境に著しく阻害となる構造物については、必要に応じ施設管理者に対して適切な対処を行うよう指導する。

加えて、市民ボランティアによる河川環境モニタリングの実施に向けた支援を行う。

環境モニタリング等により得られた調査結果により、更なる環境データの充実を図るとともに、GIS化等によりデータベースの整備を行い、インターネット等を活用した情報提供体制を充実させる。

(8) 河川環境

河川環境の保全のために、河岸維持管理法線及び河川敷や水面の区分の設定を適切に行う。なかでも、河川敷の自然環境の保全のため、人工系空間については、裸地化を極力さけるとともに、生態系及び水質へ悪影響を及ぼす化学物質等を極力使用しないよう必要な措置を講じる。一方、自然系空間及び河岸維持管理法線より滞り側の空間においては、車両等の乗り

入れの防止や、生態系保持空間における多様な生物及びその生息・生息環境の保全や学術研究目的等以外での人の出入りを制限する等、地域住民や関係自治体と一体となって措置を講じる。このうち、生態系保持空間については、河川法に基づく「動植物の生息又は生育地として、特に保全する必要があると認めて河川管理者が指定した河川区域内の土地の区域」に指定するなどして、自然環境の保全を図る。なお、自然系空間及び河岸維持管理法線より滞筋側の空間において占用許可を行う場合は、各占用者に対し自然環境への配慮を指導するとともに、状況に応じて代償措置や動植物の保全対策等、環境保全上必要な措置の実施を求める。

さらに、学術上又は希少性の観点から重要な種・群落、注目すべき生息地を含めた生物の多様な生息・生育環境を保全するため、河道内において、シマドジョウ、アブラハヤ等の生息地となる瀬と淵及びカワラノギク、カワラバッタ等の生存する河原等が維持されるように努める。一方、本川及び支川等において、魚類等の移動に配慮するなど良好な環境の保全を図る。このため、既存の堰等に設置された魚道やワンドなどについては、その機能が十分発揮されるよう適切に維持管理やその指導を行う（表-2-3-17）。

加えて、流域の良好な自然環境を保全するとともに生物多様性を保全していくため、地域住民の適切な活動を支援するとともに、流域の森林田畑や都市部に形成される「水と緑のネットワーク」の保全を支援する。

表-2-3-17 自然環境の保全に係る整備済み施設一覧

	設置施設名及び箇所名
魚道	二ヶ領宿河原堰左右岸、二ヶ領上河原堰左右岸、京王線護床工左右岸、四谷本宿用水堰左岸、羽村床止第一、羽村床止第二
ワンド	上河原

※上記施設の維持管理については、関係自治体等と調整を図り、適切な分担のもと行う。（上記の施設は平成12年度迄に整備されているものである）

(9) 河川景観

多摩川らしい河川景観を継承していくため、多摩川の特徴を美しい調和の中に浮かびあがらせ、多摩川らしさの代表となっている多摩川八景、多摩川50景などの景観の保全に努める。

特に、下流部においては多摩川が都市景観の重要な構成要素であること、上流部においてはそのほとんどが秩父多摩甲斐国立公園区域であることに十分配慮する。

表-2-3-18 主要な保全すべき景観（多摩川八景・多摩川50景）一覧

多摩川八景	多摩川の河口、多摩川台公園、二子玉川兵庫島、多摩川大橋付近の河原、玉川上水、秋川溪谷、御岳溪谷、奥多摩湖
多摩川50景	多摩川の河口、六郷 多摩川緑地、丸子橋付近、多摩川台公園、調布堰と黒松の林、等々力溪谷、高津 せせらぎ公園、二子玉川、兵庫島、二子緑地、宿河原堰、狛江の五本松、染地の多摩川、上河原堰、二ヶ領用水、多摩川原橋の富士、是政の多摩川、是政大丸の堰、大栗川合流点付近、調布の五本松、浅川合流点周辺、浅川平山橋、日野橋と立川公園、多摩大橋付近の河原、日野用水堰付近、拝島橋と山なみ、滝山と水管橋、滝山城址、昭和用水堰付近、秋川高月橋付近、秋川溪谷、拂沢の滝、睦橋付近、五日市線と桜堤、平井川於奈淵、福生柳山公園、福生かに坂公園周辺、草花丘陵大澄山、羽村取水堰、玉川上水、小作堰周辺、狭山池、青梅 水の公園、梅郷と吉野峡、御岳溪谷、鳩の巣溪谷、数馬峡、奥多摩湖、白糸の滝、丹波溪谷、一之瀬川と溪谷

(10) 多摩川の文化育成機能

多摩川と文化の関わり合いについては、万葉集に詠まれるなど人とのかかわりが古くから記されている。室町時代には、合戦場として軍記物語「太平記」に記され、江戸時代には、平賀源内が戯曲化した歌舞伎浄瑠璃「神霊矢口渡」の舞台となるとともに、安藤広重が描いた浮世絵「東海道五十三次」に登場している。また、東京都の無形民俗文化財に指定されている祭礼の「水止舞」が受け継がれている。さらに、現在においても多摩川において撮影された映画等も多く見受けられるなど多摩川は流域の文化と深く関わっている。

このため、「多摩川流域リバーミュージアム」や多摩川週間等を通じ、市民が多摩川の文化財としての価値を見いだすことが出来るよう啓発活動を推進し、多摩川を介した文化の育成支援を行うとともに、「有吉堤」等文化資産の発掘と継承を行う。

(11) 住民等との協働システム

市民団体等が多種多様な目的をもって活動している多摩川において、市民団体、非営利機関（NPO）、地域住民及び市民ボランティア等の協力を得て河川の維持管理を行うため、市民等の主体的活動を可能とする市民活動拠点施設の維持に努める。

また、河川管理者と地域住民を繋ぎ多様な主体の自主的運営を司る人材育成の支援を図り、市民等の川での社会貢献活動を支援していくとともに、川の左右岸や源流から河口までの上下流の住民及び自治体間の交流活動及び上流部の清流や森林のみどりの保全活動等に対する支援を行う。